

平成 23 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 7 号)

第 7 号
3 月 2 日

平成23年第1回

三重県議会定例会会議録

第7号

平成23年3月2日(水曜日)

議事日程(第7号)

平成23年3月2日(水)午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第54号から議案第76号まで
〔質疑、委員会付託〕
- 第3 議案第75号
〔委員長報告、討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第54号から議案第76号まで
- 日程第3 議案第75号
- 日程追加 意見書第1号

会議に出欠席の議員氏名

- 出席議員 48名
- | | | | |
|---|---|----|----|
| 1 | 番 | 長田 | 隆尚 |
| 2 | 番 | 津村 | 衛 |
| 3 | 番 | 森野 | 真治 |
| 4 | 番 | 水谷 | 正美 |

5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三
12	番	後	藤	健	一
13	番	辻		三	千宣
14	番	笹	井	健	司
16	番	稲	垣	昭	義
17	番	北	川	裕	之
18	番	服	部	富	男
19	番	末	松	則	子
20	番	中	嶋	年	規
21	番	竹	上	真	人
22	番	青	木	謙	順
23	番	中	森	博	文
24	番	真	弓	俊	郎
25	番	舘		直	人
26	番	日	沖	正	信
27	番	前	田	剛	志
28	番	藤	田	泰	樹
29	番	田	中		博
30	番	大	野	秀	郎
31	番	前	野	和	美
32	番	水	谷		隆
33	番	野	田	勇	喜雄

34	番	岩	田	隆	嘉
35	番	貝	増	吉	郎
36	番	山	本		勝
37	番	森	本	繁	史
38	番	吉	川		実
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央
41	番	中	村	進	一
43	番	西	塚	宗	郎
44	番	萩	野	虔	一
45	番	永	田	正	巳
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	萩	原	量	吉
50	番	藤	田	正	美

欠席議員 1名

15	番	中	村	勝	
(51	番	欠		員)	
(52	番	欠		員)	
(42	番	欠		番)	

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		大	森	秀	俊
書記(事務局次長)		高	沖	秀	宣
書記(議事課長)		原	田	孝	夫
書記(企画法務課長)		永	田	慎	吾
書記(議事課副課長)		米	田	昌	司

書 記（議事課副課長）	藤 野 久美子
書 記（議事課主幹）	山 本 秀 典
書 記（議事課主幹）	加 藤 元
書 記（議事課主査）	平 井 靖 士

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂 昭 彦
副 知 事	安 田 敏 春
副 知 事	江 畑 賢 治
政 策 部 長	小 林 清 人
総 務 部 長	植 田 隆
防災危機管理部長	東 地 隆 司
生活・文化部長	山 口 和 夫
健康福祉部長	真 伏 秀 樹
環境森林部長	辰 己 清 和
農水商工部長	渡 邊 信一郎
県土整備部長	北 川 貴 志
政 策 部 理 事	梶 田 郁 郎
政策部東紀州対策局長	小 林 潔
政 策 部 理 事	藤 本 和 弘
健康福祉部理事	浜 中 洋 行
健康福祉部こども局長	太 田 栄 子
環境森林部理事	岡 本 道 和
農水商工部理事	林 敏 一
農水商工部観光局長	長 野 守
県土整備部理事	廣 田 実
企 業 庁 長	高 杉 晴 文
病院事業庁長	南 清

会計管理者兼出納局長	山 本 浩 和
教育委員会委員長 教 育 長	清 水 明 向 井 正 治
公安委員会委員 警 察 本 部 長	田 中 彩 子 河 合 潔
代表監査委員 監査委員事務局長	植 田 十志夫 長谷川 智 雄
人事委員会委員長 人事委員会事務局長	飯 田 俊 司 堀 木 稔 生
選挙管理委員会委員	宮 崎 慶 一
労働委員会事務局長	小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

議長（三谷哲央） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

質 問

議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。38番 吉川 実議員。

〔38番 吉川 実議員登壇・拍手〕

38番（吉川 実） おはようございます。3月議会の最終の一般質問の日でございます。代表質問に始まりまして、今日は一般質問4日目でございます。理事者側も、また議員諸公もお疲れのところでございますが、ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、順次お尋ねをさせていただきます。私にとりましては最後の一般質問でございます。どうか知事はじめ理事者側の部局長さんの適切な御答弁を賜らんことをお願いしまして、ただいまからお尋ねさせていただきます。

初めには、環太平洋連携協定、いわゆるTPPへの参加問題についてお尋ねを申し上げます。

去る1月24日、菅直人首相は施政方針演説で平成の開国に挑むとして、環太平洋連携協定、いわゆるTPPの交渉参加について、今年6月をめどに結論を出すことを表明されました。環太平洋連携協定とは、アジア太平洋での自由貿易圏の構築を目指すための協定のことでありまして、参加国間での貿易に関する関税の撤廃を原則としておりまして、例外規定が少ない完全自由化とも言われております。

そこで、内閣官房が発表しました試算によれば、環太平洋連携協定に参加した場合、日本は競争力の弱い分野でマイナスの影響が発生する一方、他の分野でそれを上回るプラスの影響が出て、総合すると実質GDPは2.4兆円から3.2兆円増加することになると、そのように言われております。

しかしながら、農林水産省の試算によりますと、農業への影響は、主要19品目につきまして関税を撤廃し何らの対策も講じない場合、農業生産は4兆1000億円減少する。いわゆる農業関連産業も含めると、GDPは7兆9000億円、340万人分の就業機会が減少する。また、食料自給率は、現在は40%でございますが、14%に低下をしてしまう。農業の多面的機能の喪失額は3兆7000

億円に達するとも言われております。

農林水産省の試算結果は、環太平洋連携協定、ＴＰＰが日本の農業に壊滅的な打撃を与えることを明らかにしております。この試算は、主要農産品19品目について、輸入品と競合する品目は輸入品に置きかわり、輸入と競合しない品目、つまり国産志向の高い高級品は輸入の影響で価格が下げられる。そうした前提として積み上げられたものでございます。それによれば、国産米は、新潟産コシヒカリや有機米などを除く90%が、また、牛肉は4等級と5等級を除く75%が輸入品に置きかわり、我々の食卓にはずらっと輸入された外国産の食料品が並ぶと言われております。

そして、総務省の労働力調査によりますと、昨年12月の完全失業者数は約298万人で、完全失業率は4.9%であるが、環太平洋連携協定、ＴＰＰ参加によりまして、農業の壊滅的な関連企業の倒産などで現在の失業者以上の340万人の雇用が失われるとしたら、単純計算では完全失業率は10%以上になると言われております。

食料自給率についていうと、今年3月に新たな閣議決定をされた食料・農業・農村基本計画では、四方を海に囲まれた島々から構成される狭い日本の国土の条件のもとで1億2000万人を超える国民を養う必要がある我が国におきましては、国民に対する国家の最も基本的な責務として、食料の安定供給を将来にわたって確保していかなければならないこととあります。このため、今後の農政においては、特に逼迫が予想される穀物を中心として、食料自給率を最大限向上させていくことが必要であります。そういうことを言われておりまして、平成32年度の食料自給率目標を50%として置きかえた。現在40%、正確に言えば39%、それを50%まで上げていくと、そう発表されたその直後、なぜ1年も半年もたたないうちにこの計画に反して食料自給率は14%に下げられるのか。低い食料自給率は国内農業の成長や食品の安心・安全向上を阻害し、災害や有事の際の食料不足につながりかねないのではないかと、そのように思います。

農業の多面的機能の喪失についていいますと、現在でも中山間地域では耕

作放棄が年々増えております。そのために土砂崩れなどが生じ、美しい景観が失われております。これ以上多面的機能が喪失すれば、我が国の豊かな農村風景が壊れるだけではなく、日本独自の文化、そして日本人の誇りをも失うことになるのではないかと思います。

まず、そこでお尋ねをします。

環太平洋連携協定、ＴＰＰへの参加によって、三重県の農業への影響について試算額をお聞きしたい。その上で、環太平洋連携協定へ参加することについて知事の御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 私のほうから、ＴＰＰに関する農業政策について、三重県としてどう考えるかという観点でお答えをいたします。影響額等につきましては、後ほど部長のほうからお答えを申し上げます。

ＴＰＰ、環太平洋連携協定についてでございますけれども、本年11月の合意を目指しまして関係国で交渉が進められておるところでございます。日本におきましては、本年の6月ごろをＴＰＰ交渉への参加判断のめどとして、関係国との個別協議が進められているところでございます。

このＴＰＰへの参加につきましては、御指摘ありましたように、農業や関連産業に大きくマイナスの影響を与えと言われておりますけれども、逆に、輸出産業を中心に大きな効果が期待でき、経済の活性化や雇用の維持、創出に結びつくという意見もございます。

ＴＰＰに関する農業政策につきましては、国として農業、農村をどうしていくのかという基本的な考え方のもと、農業政策のあり方を示し、それを早急に実行すべき責任があると、こう考えておるところであります。

そこで、現在、国におきまして議論をされております経済連携の推進と農業の再生を両立するための基本方針を早急に取りまとめ、農業、農村が持続的に発展できるような農業政策の構築など、的確に対応されることを求めてまいります。

さらに、県といたしましては、そのような国の取組への適切な対応ととも

に、昨年末に制定をいたしました三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例、これに基づきまして、県独自でも農業、農村の活性化に取り組んでいくことといたしておるところであります。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 今回、ＴＰＰ参加によります三重県農業への影響額についてお答えをいたします。

今回、国が試算をいたしました19品目のうち、三重県に特に影響があると思われる米、小麦、大豆等9品目について、国の試算の考え方に基づきまして生産額の減少を試算いたしました結果、全体としては489億円という試算額が出ておまして、米であれば、例えば362億円等々の内訳になっているところでございます。

以上でございます。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） ただいま知事の御答弁もいただきました。日本の国としては、それは商業、工業、多面にわたるものがありまして、ＴＰＰを実施する、加入するということになれば、農業がこうむる、あるいは、それ以上に利益が国内ではあるかもしれません。しかし、知事のおっしゃったように、ならば農政をどのように変えていくのか、日本農業のこれからの確立はどうしていくのかということが一番、知事もおっしゃったけれども、大なことであると、このように思います。

そこで、環太平洋連携協定への参加について、一通りの答弁はいただきましたが、今、申し上げた、これは日本の政府がやらなくてはならない問題、そこで、三重県の問題もお尋ねしたわけでございます。そうした中で、私の所見を申し上げたい、このように思います。

平成の開国に挑むとか、あるいは、参加しなければ世界の流れに遅れをとるといった主体性のない理由で、農業への対応策もとらずに参加決定をしまえば取り返しのない事態を招く。環太平洋連携協定への参加により三重県内の農業に壊滅的な打撃を受けることは間違いがない事実であると思いま

す。何らかの手だてを必要とするのではないか、このように思います。農業を単なる産業の一つとしてではなく、農業が持つ洪水防止、水源涵養、土壌浸食防止や土砂崩壊防止などの多面的機能によりまして、我が国の生態系や自然環境を守っていく重要な手段としてとらまえていかなければなりません。農業をどのようにして守っていくかを考えなければならない、このように思います。

知事には、環太平洋連携協定への参加については慎重な態度で臨んでいただきたい。三重の農業、三重の豊かな自然環境を守るために、しっかりした対応策が確認できないうちは安易に賛成を表明していただきたくないと、このように思います。あわせて、そうした決意がもしおっしゃっていただけるのならば、お願いします。

知事（野呂昭彦） 先ほど部長のほうからお答えしましたように、農業への影響、ＴＰＰに参加した場合には非常に大きなものがあるということです。

しかし、一方で、三重県は非常に製造業も盛んなところでございます。したがって、輸出に関連いたします中小企業をはじめ、ＴＰＰへの参加をしない場合の影響も約2000億から4800億、幅がありますけれども、そういう数字も試算をされておるところです。

経済的な影響でいくと、農業のほうは参加をした場合に約500億の影響がある。しかし、参加をしなかった場合には、商工関係、輸出産業に2000億円から4800億の影響があるというようなことで、経済学での影響は、実は商工関係のほうに参加しなかった場合のデメリットが大きく出てくるということが言われておるのでありますけれども、しかし、そういう額の比較だけではなくて、今おっしゃったように、国土保全、あるいは環境、あるいは生物多様性の確保等においても、農業、農村の果たしておる役割というのは、また、本当に多面的な機能があるわけでございまして、そういう意味でも、それを守っていくということの重要性というのは、先ほど言った金額だけではないものがあるのかと思います。

したがって、私は、この問題は日本にとってなかなか難しい、つらい問題

である。しかし、農業に対するしっかりした対応の仕方をあわせ持って判断をしていくということがなければならない。そういう意味では、国に対してしっかりそういった対応を求めているかなきゃならない、こういうふうな思っておるところであります。そこら辺がやっぱり明らかにならなければ大変心配な面が強くある。慎重にそういったところで判断をしていかなきゃいかんだらうと、こう思っています。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番(吉川 実) ありがとうございます。御丁寧な御答弁を賜りました。

細かい数字とかいうのはもう既に言われておりまして、大体わかっております。また、理事者側の部長はじめ、よくわかっていただいているのではないかと、このように思います。

そこで、次、三重県の医療問題につきましてお尋ねを申し上げたい、このように思います。

平成21年度国の第1次補正予算におきまして、地域の医師確保や救急医療の確保など地域における医療問題の解決を図るために、都道府県に地域医療再生基金が設置されました。従来の病院ごとへの支援ではなく、都道府県が策定する地域医療再生計画に基づきまして、対象地域全体への支援となっていると思います。

そこで、三重県においては、平成22年1月に三重県地域医療再生計画を策定し、県全体あるいは二次医療圏単位で地域医療の再生に向けた課題解決に取り組んでおられると思います。

そこで、三重県が取り組まれている地域医療再生計画の概要は、1に県全体で取り組む事業。主な課題の1として医療従事者の確保。取組例としましては、修学資金貸与の制度、県内臨床研修病院への支援、地域医療に貢献する医師への支援、三重大学医学部の定員の増、三重大学への寄附講座の設置、医師派遣による地域医療の支援。

主な課題の2といたしましては、地域連携体制の構築。取組例として脳卒中診療に係る支援、救急医療情報システムの再整備及び病院前救護体制の整

備。

第二次医療圏単位での取り組む事業といたしましては、中勢伊賀地域における主な課題。救急医療体制の充実、小児医療体制の充実、周産期医療体制の充実。取組例といたしましては、三重大学への救命救急センターの設置、本県独自のドクターヘリの導入、小児救急医療体制の充実、周産期医療体制の充実、伊賀サブ地域といたしまして、二次救急医療体制の充実等々が挙げられ、南勢志摩地方におきましても、主な課題として、広域医療連携体制の充実、中山間地域における医療の確保、取組例として本県独自のドクターヘリの導入、報徳病院と大台厚生病院との再編等、県南地域拠点病院への支援ということを言われております。

特に、昨年9月に知事からみえの地域医療を守る緊急メッセージが発信されました。医師確保対策チームを設置されるなど、医師確保に向けた取組に御尽力をいただいております。私も見せてもらいました。みえの地域医療を守る緊急メッセージの概要は、一つに、医師確保対策チームの設置、二つ目に、研修医研修資金貸与と制度の創設、三に、病院勤務医の負担を軽減するための取組等々でございました。

そこで、お尋ねしますが、まず、三重県地域医療再生計画において取り組んでおられる事業の進捗状況についてお尋ねをします。

特に寄附講座の設置状況についてお聞きをいたしたいと思います。寄附講座の設置は医師確保に対する有効な取組であると考えております。三重大学や他の大学への講座設置状況を今後の予定も含めてお聞きをしたい、このように思います。

また、県として、寄附講座の設置に向けて、市町へどのようなサポートを考えておられるのかお尋ねをします。

医師確保対策チーム設置後における、現時点での医師確保等に係る成果についてお伺いをいたしたいと思います。

また、今後の見通しはどうか、自治医科大学を卒業された医師の公立病院への派遣について、現状と今後の見通しをあわせお伺いをしたいと思い

ます。よろしく申し上げます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、医療問題の一つ目の地域再生計画での進捗でございますけれども、先ほど議員のほうからいろいろ御紹介ございましたように、全体としては県全体の地域医療を守るための人材等の確保とか、それから、あと、二つの医療圏、中勢と伊賀の医療圏、それと南伊勢志摩の医療圏のほうで、それぞれ病院等に対するいろいろな支援というのを現在実施しておりますところでございます。

その中で、特に寄附講座というふうにございましたので、その状況について特に申し上げたいと思えますけれども、もともと寄附講座につきましては、平成19年3月から平成22年3月までの間でございますけれども、まず東紀州地域を中心にした医療提供体制、それから研究、それと医師派遣ということを中心に、地域医療学講座というのを三重大学に設置いたしました。その後、平成22年4月でございますけれども、地域医療再生計画に基づきます認知症の医療学講座というのを三重大学のほうに設置させていただいております、これは平成26年3月までの予定ということで今現在進めております、認知症にかかります研究、それと、治療のための医師派遣ということに取り組んでおりますところでございます。

それと、地域医療学講座のほうでございますけれども、ここでは研修医の確保等、一定の成果もあったというふうに思っておりますし、今現在行っております認知症の医療学講座におきましても、物忘れの外来の設置とか、そういう形での医師派遣等が行われております、地域医療体制の確保、それから充実に一定の成果があったというふうに理解をいたしております。

現在、県におきましては、大変厳しい状況でございます伊賀地域におけます医療提供体制の再構築を図るところから、地域医療再生計画によりまして、伊賀市及び名張市におけます寄附講座の設置の支援をいたしておりますところでございます。その一つといたしまして、先般、名張市と関西医科大学との協定が既に取り交わされたところでございます。

県といたしましては、今後も引き続き寄附講座の早期設置に向けた支援を行いますとともに、設置に係る経費に対する助成をそれぞれ取組にあわせてサポートをしていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の医師確保対策チームの状況でございます。

県内の地域医療の厳しい状況を踏まえまして、昨年9月14日に知事のほうからみえの地域医療を守る緊急メッセージを公表させていただきました。その中で、医師確保対策チームの設置、それと研修医研修資金貸与制度の創設、それから、病院勤務医に対する負担軽減策、それから、医療スタッフへのありがたいメッセージの募集という形で、当面、ここ数年間を乗り切るための緊急対策という形で取り組んでおるところでございます。

そうした取組の一つとして、昨年10月に医師確保対策チームを設置いたしました、医師4名を含みます、専任と兼任もおりますけれども、合わせて11名のチーム員が全国からの医師の招聘に向けまして、医学雑誌でございますとか、新聞等、様々なメディアを活用いたしまして情報発信を行いますとともに、照会のありました医師等への面談、それから、現地への案内などの取組を既に行っておるところでございます。

これまで県内での従事を希望する、または検討しているという8名の医者がいらっしゃいましたので、その8名の方と色々な形での交渉等を行ってまいりまして、そのうち1名の方は、本年2月から県内の医療機関で、非常勤でございますけれども、医師として既に勤務をいただいております。それと、さらに2名の医師の方が、今年の4月からですけれども、県内で勤務を希望されるということでございますので、今、その勤務に向けた形でのいろいろな調整をさせていただいております。

県といたしましても、今後も引き続き効果的な情報発信を行いますとともに、照会のありました医師等に対しましてきめ細かな対応を行う中で、一層の成果につなげていきたいというふうに思っておりますし、こうした活動の中で医師不足地域への医師の確保について一層充実を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） ありがとうございます。

そこで、一応の御答弁をいただいたわけですが、本県の人口10万人当たりの施設従事医師の数は177.9人、全国平均の206.3人を大きく下回っております。内科、小児科、産婦人科など、主な診療科の医師数も全国平均を下回っております。中勢伊賀保健医療圏におきましては、人口10万人当たり医師数は304.6人と全国平均を大きく上回っております。ただし、伊賀地区においては117.5人と著しく少なく、全国平均を大きく下回っております。こうした状況が伊賀地区の救急医療を初めとする地域医療体制に深刻な影響を与えていると思います。三重県全体で10万人当たり177.9人。伊賀は、伊賀サブ保健医療圏だけでいいと117.5人。ということは、60人も少ないわけがあります。ただ、中勢伊賀保健医療圏とすると全国平均を大きく上回っている。いわゆる津市と伊賀とが中勢伊賀保健医療圏と言われておまして、そこに大きな伊賀との隔りがあると、このように思います。そこらのところを、ただ中勢伊賀保健医療圏だけで賄っているんだというような考えではなく、その中を分類してみて、伊賀はどれだけそうした中で本当に差別ともまま子とも言いませんが、人員が少ないのか、そこらもあわせ考えていただかなくてはならない、このように思います。そこらのところのお考えがありましたら、よろしく願いをしておきます。

平成18年の本県の医師数は3322人、平成14年と比較して3.2%増加しております。これはありがたいことで、伸び率5.6%ということでございますが、伊賀保健医療圏の医師数で申しますと、1.9%のダウンということでございます。中勢伊賀保健医療圏における病院勤務医師数の推移を見ますと、702人、平成16年から741.7人、平成22年へと29.7人増加する中、伊賀地区においては125.2人から112人、それで13.2人の減少になっております。

一方、このうち、救急告示病院では、中勢伊賀保健医療圏が607.4人、平成16年から644人と約35人の増加をしておりますが、伊賀地区においては99.3

人、平成16年から84.1人、平成22年へと15.2人の大幅な減少、どんどんどこどこ減少しております。

そういうところをあわせお考えいただいて、当局として、伊賀地域の今後の医療体制、医師数の確保、そういうことに大きく今後の方針として御努力を賜らなくてはならない、このように私は思いますが、そこらのお考えがございませうか、お尋ねします。

健康福祉部長（真伏秀樹） 　るる御紹介いただきましたように、県内の医師数、特に伊賀地域が人口10万人当たりでも大変厳しい状況になっているというのは私ども十分認識をいたしておりますので、先ほども少し御答弁申し上げましたように、今現在動いています地域医療再生計画の中では、伊賀の医療圏での二次医療を守るところの病院、そこをどういう形できちっとした立て直しをしていくかというのが大きな課題だというふうに思っております。

いっとき、3月の時点で両市長のほうで確認書というのが一度結ばれたことがあるんですけども、その後、少し内容が変わった部分がありまして、新たな協定書というのが結ばれておりますけれども、それぞれ地域の中核になっております伊賀市立上野総合市民病院、それと名張市立病院、それと民間の岡波総合病院、その三つの体制の中で、きちっと第二次救急については守っていただけるような体制をしっかりと引いていただきたいというふうに思っておりますので、今、それに向けてのいろんな形での支援を三重大学ともどもいろいろ検討させていただきながらさせていただいているところでございます。

先ほど寄附講座の話もございましたけれども、医師確保をするための一つの方策といえますか、その中で、この寄附講座というのも大きな力になるかなというふうに思っておりますので、こういうこともあわせながら、いろんな形で伊賀地域の医療が守れるような形の取組を一生懸命させていただきたいと思っております。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実）　そこで、いろいろ御答弁をいただきましたが、私の所見

を申し上げておきます。地域における医療課題の解決を図るためには、医師や看護師などの医療従事者の確保が必要であると考えております。しかしながら、医師確保はすぐに結果が出るものではありません。地道な取組が必要である。ただ大学の医局にお願いしていけば必ず確保できるものでもございません。それぞれの病院が限られた資源を有効に活用し、特色を出しながら医師をはじめとする医療従事者にとって魅力ある病院にしていくことが必要であると考えられます。それに向けた県としてのさらなる取組をお願い申し上げますとともに、特に看護師不足も大きな問題になっております。あわせてお願いを申し、提起をさせていただきたい、このように思います。

もし御所見ありましたら、簡単に。

健康福祉部長（真伏秀樹） まず、看護師不足のほうへの対応でございますけれども、私ども、昨年12月に第7次の看護職員の需給見通しというのを用意させていただいたんですけれども、今の現状でいきますと、5年後の平成27年度でございますけれども、まだ看護職員が県内では不足するというふうな結果になっておるところでございます。

こうした背景には、一つには、厳しい医療現場の中で、新人ですとか中堅の看護職員の方の離職が大変多いという部分。それと、出産とか育児等によりまして医療現場を一たん離れられる看護職員の方がなかなか現場に復帰をしていただけないような状況があるのかなというところで、そういうところが大きな要因かなというふうに思っております。

そのため、今、県のほうでは、看護職員の養成ですとか確保に向けた形での養成所そのものに対する運営の支援とか、それから、修学資金等の援助、それから、職場におけます仕事と家庭の両立ができるように、病院内での保育所の設置等、できるだけ離職を防止したり、また、働きやすいような環境をつくるということを念頭に、いろいろな形での取組をさせていただいております。

あわせて、これから新人の看護職員さんに対する卒後の研修というのをも新たに始めることになっておりまして、そういう中で、できるだけ医療現

場にしっかりなじんでいただけるというような形の体制の中で離職防止とか、それから能力向上等も努めてやりまして、その中で確保についても図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） 通告に従いまして、あと、順次お尋ねをしていきます。

3番目の川上ダムの本体工事の早期着工についてお願いとお尋ねをします。

川上ダムは大変な御努力をいただきまして、ダムができるためにつけかえ道路、国県道、すべてほとんど解決をして改良をしていただきました。立派な道路になっております。ただ残るは本体工事のみと申し上げていいんじゃないかと、このように思います。知事のそこらの、特に国に対して強く要望、働きかけをお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 川上ダムにつきましては、伊賀地域の浸水被害を軽減するという、あるいは水道水源としての必要なダムでございますとともに、伊賀地域のみならず下流地域におきましても極めて重要な施設であると認識をしております。このため、これまで国の予算編成等に対する提言などで機会あるたびに事業の早期完成を申し入れてきたところでございます。

こういう中で、川上ダム本体工事の準備工事となります、仮排水路トンネル工事につきましては本年の1月に完了をいたしました。御指摘ありましたように、本体以外の工事は極めてほとんどできてきたところでございます。

そういう中で、川上ダムの建設を行うための最後の法手続となります川上ダム事業実施計画の変更、これが本年2月28日付で認可をされました。したがって、いよいよ本体工事に着手できる状況となっておりますところでございます。

しかしながら、一方で、川上ダムにつきましては、国におきまして昨年9月に示されました新たな基準に沿った検証の対象とされておりますことから、現在、事業主体でございます近畿地方整備局と水資源機構によります検証作

業が進められているところでございます。

三重県としては、川上ダムは、治水、利水の両面で重要な施設であるということから、今後とも、国及び水資源機構に対しまして、速やかに検証作業を終え、一日も早く川上ダムを完成させるよう強く訴えてまいります。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） ありがとうございます。

知事から細かく御答弁を賜りました。私もそのとおりだと思えます。どうか一刻も早い完成をお願い申し上げます。

それから、4番目に、県管理の国道25号の改修。これは大変な道路になっておりまして、まともに通れない状態が続いております。国道25号のバイパスとして名阪国道がつけられまして、伊賀地域をはじめとして便利をさせていただいております。

しかし、災害とか、事故だとか、名阪、事故も多いです。そうしたときに、旧国道25号をどっちみち使わなくてはならない。それにはもう満足には走れないという状態であります。そここのところもあわせ、御理解を賜りたい、このように思います。

それと、国道422号、これは三田坂バイパスが順次進めていただいております。感謝申し上げますところですが、それとともに、国道368号の4車線化、これは旧上野市というか、伊賀市の範囲は用地もできておりますが、名張のほうへ入ると用地がまだ整っていないところもございます。そういうところもあわせ御努力を願いたい。これ、二つ、簡単に御答弁願います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 国道25号、422号、368号についてお答えいたします。

県の管理する一般国道25号、名阪国道の伊賀市と亀山市の境界の部分、併走しておりますが、まだまだ道幅が狭く、未改良区間が多くございます。このため、現在、名阪国道の伊賀インターチェンジ付近でツツ家バイパスという工区を起こしまして、事業をしている。もう一方は、亀山市の板屋インタ

ーチェンジ付近でも整備を進めております。

一ツ家バイパス工区は、平成7年度に1.5キロメートル区間に事業着手しまして、これまでに亀山市側で1キロメートルの整備が終わり、供用しております。また、板屋地区では、15年度に330メートルの区間に事業着手し、平成23年度に完成供用する予定でございます。

残る未改良区間ですが、予算は厳しい状況になりますが、今後とも道路の利用状況、現在事業中の事業箇所の進捗状況などを勘案し、局部的な改良も織りまぜながら取り組んでまいりたいと思っております。

国道422号につきましては、5.1キロメートルございますが、市街地側の三田地区で0.9キロ、諏訪地区で0.7キロ、合わせて1.6キロメートル、既に整備済みです。残り中間部3.5キロメートルにつきましては、1.6キロメートルのトンネル等がございまして、現在、22年度は橋梁工事等、実施しておりますが、順次、残る橋梁やトンネル工事を進め、早期の完成に向け取り組みたいと思っております。

続きまして、国道368号でございますが、これは伊賀市と名張市の中心部を結んでおります部分につきましては、大変、通勤時等混雑しております。この間14キロメートルございますが、早期の4車線化が必要と考えております。

そこで、特に混雑の著しい上野インターチェンジ側の5キロメートルを大内拡幅工区として平成18年度に4車線化事業に着手し、残る名張市までの約9キロメートル、これを平成21年度に伊賀名張拡幅工区として4車線化事業に着手したところでございます。

4車線化に伴い、新たに中央分離帯の設置による道路の横断の制限とか、あと、交差点部等で用地の追加買収が必要となります。地元市や沿道の方々の理解と協力を得ながら事業推進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後に関西本線電化促進でございます。

これは、本当に長い長い間、運動してまいりました。そして、知事も関西本線複線電化促進連盟、県、市でつくっていただいております会長でもあります。そうして、今までにたくさんの回数でお願いをしてきましたが、全く遅々として進まずという言葉がありますが、遅々まで何も行ってない。全く進まない、こういう状態でございます。

いつかも、三重県民の軸足は近鉄に乗っている、私は気に入らない答弁であったんですが、知事はそうおっしゃった。それは確かに近鉄と小線とが当時競合して走るところは全く知事のおっしゃるとおりだと思います。しかし、JRしか走っていないところ、これは軸足も何もない。全く県民の移動手段を奪われているように思います。

そういうことからいたしまして、知事はその後、近隣府県ともよく相談しながら進めたい、このようにおっしゃっていただいて、私も大きく期待をしておりましたが、残念ながら知事もこの3月で御勇退される、大変なことで、えらいことやなど、御理解いただいている知事を逃がしてしまうのかと、このように寂しく感じておりますが、どうかひとつ最後の御答弁をよろしく願います。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 関西本線、三重県にとっても基幹的な幹線の一つであるとともに、地域住民の方々にとってはなくてはならない交通基盤であるというふうに強く考えております。

要望活動をやってきました。要望活動についてもこれからも頑張っていきたいと思っておりますし、また、沿線の観光資源等を活用した利用促進の取組も強化していきたいと思っております。

また、リニアの中央新幹線のほうの話がかなり具体的に年度まで出てきましたので、そういうものとうまく連携する、そこをうまく活用していくような、そういう取組をして、電化に向けて頑張っていきたいと思っております。これからも一生懸命頑張ってまいりますので、よろしく願いいたします。

〔38番 吉川 実議員登壇〕

38番（吉川 実） 政策部長から答弁をいただきました。ありがとうございました。

たくさん質問をしまいましたが、最後になりますが、私の地域の農業者がTPP、環太平洋連携協定をどのように言っているか。Tは大変だと騒いでおります。パニックだと言っております。そういうことを考えいただいて、ひとつよろしくお願いを申し上げたい、このように思います。

平成11年に初めて県議会議員に当選させていただきました。そして、3期12年、私のようなものでも仲間として、同僚議員さん、お助けをいただきながら、また、理事者側の御協力もいただきながら、何とか無事終わることができるのかなと思わせていただいております。どうかひとつ、知事さんも今後お体に気をつけて、健康でまた人生を送っていただきたいと思っております。

そこで、私は、地方であれ国政であれ、政治に関与する者、政治を司る者、すべてが、政治家は何になっただかじゃなく、何を県民のためにしたかと、有名な言葉があります。それを残して終わらせていただきます。ありがとうございました（拍手）

議長（三谷哲央） 14番 笹井健司議員。

〔14番 笹井健司議員登壇・拍手〕

14番（笹井健司） 皆さん、こんにちは。松阪市選挙区、新政みえ所属の笹井健司でございます。議長のお許しをいただき一般質問の機会を与えていただきましたことに心から感謝申し上げたいと思っております。

今期最後の一般質問の機会をいただいたということでございますが、野呂知事におきましては今期で御勇退ということで、地元といたしましても非常に残念に思う、そして、寂しさを感じるところでございます。

野呂知事におかれましては、2期8年の県政運営に御活躍いただきましたことに心から感謝申し上げたいと思っております。野呂知事の思い出に触れながら、少し、これからの一般質問を進めてまいりたいと思っております。

私と野呂知事との出会いは、町の時代、若さあふれる国政の場で御活躍されているとき、持ち前のバイタリティーととりりしいお姿で、各地域に国政報

告に訪問されたとき、また、しなやかな手振りとお似合いの浴衣姿で盆踊りに参加され、地域の皆さんと親しく談笑されている姿が印象に残っております。

また、平成の市町村合併には、当時嬉野町は幾つかの合併方法を模索していたとき、野呂知事が松阪市長時代に快く合併協議会に迎え入れていただきました。町民の意向に沿って、平成17年の松阪市への合併に至ったことは、私にとりまして忘れることのできない大きな思い出となっております。

また、2期8年の県政においても諸課題が山積するそれぞれの施策の推進に精力的に取り組まれました。ただ、その成果を次の期に見られないのがまことに残念でなりません。

去る2月2日に実施されました、職員の皆さん方が日ごろそれぞれの所管で知恵と工夫を出し合って、県政運営における経営品質向上活動において、すぐれた実践活動チームに与えられる表彰制度、率先実行大賞の発表会に私は本年も参加させていただきました。毎年200チームの皆さんが頑張っておられる姿はまことに頼もしさを感じました。今後も一層の御活躍を期待し、確かにすばらしい県政発展の基軸になるものと信じます。

そこで、近年の急速な社会情勢の変化に対応する県政運営には、県職員の皆さんのリーダーシップのもと、健全で的確な判断により県民が実感できる行政の推進が求められるものと思いますが、今後の県政について県職員に期待するものを野呂知事にお伺いしたいと存じます。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 冒頭、笹井議員から、議員と私とのかかわり等について御紹介がございました。私も本当に以前から大変親しく御指導をいただきまいましたこと、御理解と御協力もいただきまいましたこと、この機会に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、県政運営における行政運営の仕組みとして構築いたしておりますみえ行政経営体系の中での経営品質向上活動、これについて御紹介いただきました。特に先般も率先実行大賞のほうに会場にお越しいただき、いろいろ

と見ていただいたこと、大変ありがとうございます。

経営品質向上活動は、県政のマネジメントのベースの一つとして位置づけてきたところでございます。この活動を通じまして、職員の皆さんには、職員一人ひとりの行動基軸という形で、だれのための、何のための県政かを常に問い続けながら、ともに感性を高め、県民の皆さんの要望、あるいは意見に真摯に対応することでありますとか、笑顔の対話でチームワークを高めながら、気づきによりまして不断の改善に取り組んでほしいと、こういったことをこれまで呼びかけてきたところでございます。

そうした中で、職員の自主的、創造的なすぐれた取組を表彰します率先実行大賞への近年の応募状況、これを見ておりますと、御紹介がありました。毎年200件前後の応募がございまして、新しい時代の公、あるいは文化力に関連した取組が増えるなど、県政における質の行政改革の成果が具現化してきているのではないかなと思っております。

そこで、今後に向けた期待ということについてでありますけれども、職員の皆さんには、これまでこういうふうな積み上げをしてきて、そして、それが定着をしてきたと考えております。そういう組織風土をこれからもさらに発展をさせながら、県民へのサービス向上に引き続き取り組んでもらいたいなと思っております。

また、今の時代、閉塞感、不安感に覆われて、大きな時代の峠のときでございます。そういうときでありますから、明治維新を経て近代国家を切り開いていった、そういった時代に活躍した人たちのように、ほとぼしる情熱、そして、くじけない勇氣、あるいは、やり遂げる気概、情熱、勇氣、気概、こういったものが今求められているんだと。職員にもそれを私は求め、訴えてきたところでございます。峠の先にある希望の舞台づくりに向けて、気迫を持って諸課題に果敢に職員は挑戦をしていただきたい、こう思っております。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

職員の皆さん方のこれからの一層の御活躍を期待するところでもございます。知事にかわって、今後も私は見守っていききたいなと思うところでもございますが、せっかくのああした発表会の皆さん方が一生懸命取り組んでいる姿、せめて私は議員の皆さん方も一同に介してあの場面を一遍見ていただきたいなと思いますので、そうした開催日程なり、あるいは時間帯をもう少し御配慮いただければなと思っているところでもございます。

さて、質問の事項、私は常々思っておることでもございますけれども、最近特に山が荒れ放題になっていく、大雨などが降りますと一気に水が河川に出て、また、流木なり根っこが出て大災害につながっていくということが、最近本当に目にするところでもございました。ここで、根本的に私は山を守っていく方策はないのかなと、そういうことでお尋ねをしていきたいなと思います。

森林、林業の再生と時代を担う若者の雇用と定住の創出についてと議題をさせていただきます。

林業は、森林から木材等の林産物を生産する産業であるとともに、その生産活動を通して、森林の持つ広域的機能の発揮や、山村地域における雇用や、時代を担う若者が定住し、森林資源の活用や治山、治水をしっかりと守っていく緊急課題であると考えます。

また、森林、林業のもたらす恩恵は、私たちの暮らしはもとより、農業振興や近海漁業が潤うための原点でもあると考えるところであります。戦後、造成された杉、ヒノキの人工林は、年々成長し、木材として利用できる50年生がどんどん増加し、10年後には6割以上にもなると聞いています。

しかし、林業は、昭和55年に比べると、木材の価格は製品の4割の下落、また、原木では3分の1の価格といったように、植林から長期にわたる投資に見合った収入を得ることが困難な状況に陥っており、ほとんどの林業家が伐採を控えている状況にあります。当然、間伐を行ったとしても、自力で搬出し販売することは至難の状況となっています。さらに、伐採を行ったとしても、植栽されず、放置されたままの林地が増加し、間伐を待つ山とともに、

荒廃する林地が増加傾向にあります。

このような山間地域の現状から、21年秋の台風18号は、嬉野地域から伊賀地域にかけて甚大な被害が生じました。大雨により放置された間伐材や土砂が一気に流れ出し、河川を埋没し、大災害の原因になったものと思われます。

このような状況は、下流地域の農業や水産業とのかかわりを分断することにつながり、第1次産業全体への影響を心配するところであります。

このような中、今般、国においては、林業、林産業の再生を環境をベースとした成長戦略に位置づけ、木材の安定した供給力の強化を軸にした対策により、雇用も含めた地域再生を図ることを目的とした森林・林業再生プランが打ち出されたところであります。この再生プランは、2020年までに我が国の国産自給率を50%に引き上げるため、平成23年度から森林林業政策を全面的に見直す方向に動き出したようです。

一方、本県におきましては、間伐事業をはじめとした施策により、年間9000ヘクタールの間伐の実績を上げておられますが、先に申しあげましたように、そのほとんどは山から搬出されず、山で切り捨ての状態となっています。これは、木材生産の高コスト性、労働力の高齢化減少と受け皿となる需要の不振等もあり、なかなか利用が進まないのが実態となっています。言うまでもなく、森林は中山間地域の重要な資源であり、森林整備を進めること、それに伴う間伐材の有効利用の推進は、地域の活性化に大きく貢献するものであります。

今後、森林・林業再生プランに沿って、森林整備や木材の自給率向上のための取組がなされることと思いますが、ただ単に森林整備や間伐材の利用を進めるというのではなく、その手法や内容も非常に問題で、その施策がいかに地元の雇用の創出につながり、若者が自ら進んで山間地域に住み、森林整備の技術を身につけ、時代を担う確かな人づくりが重要と思います。今、まさしく中山間地域の活性化に実効ある森林林業施策が求められています。

そこで、まず、森林整備のさらなる推進策と、その施策を地元雇用、若者の定着にいかにつなげていくのかお尋ねしたいと思います。

〔辰己清和環境森林部長登壇〕

環境森林部長（辰己清和） 森林、林業の再生ということと、地元雇用、若者の定着ということでございますが、議員触れられましたとおり、森林・林業再生プランというのを国が掲げておりますが、これは、国の成長戦略の一つに位置づけられておりますように、現在、我が国の木材自給率が20%台で推移してございますが、10年後、50%以上にするということを大きく目標に掲げ、林業の再生を通じて山村地域の活性化、森林整備の推進を図っていかうとするものでございます。

国におきましては、このプランを実現するために、これまで網羅的に支援を行ってまいりました森林政策を抜本的に見直しまして、施業の集約化等に取り組む意欲と実行力を有する森林所有者であるとか、林業事業体に限って直接支払いを行うという新たな制度がスタートすることとなっております。

この制度のもとで、これまで切り捨て間伐ということでも林の中に放置されてきました間伐材から、間伐材を搬出して利用していくという方針の大転換を図っていくというふうになってございまして、県といたしましても、集約化や間伐材の利用の取組をさらに進め、林業の再生を図っていかなければならないと考えております。

こうした中で、平成23年度から、搬出間伐等の事業収支に基づきまして、施行を森林所有者に提案できるような森林施業プランナーであるとか、高性能林業機械の能力を発揮させることができるようなオペレーターなどの新たな人材の育成を進めることとしておるところでございます。

また、こうした人材が活発な林業生産活動を展開していただくためには、既存の事業体だけではなくて、異業種から林業への新規参入が必要というふうを考えてございまして、来年度の予算案で林建連携木質バイオマス利用促進事業というものを計上し、建設業からの参入を促進していくこととしておるところでございます。

このような取組を進めながら、林業の再生、木材生産の増大を図る中で、山村地域で若者が働けるような雇用の創出を図っていきたくて考えておりま

す。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

もう1点、今、打ち出されております森林・林業再生プランの具体的施策を積極的に導入するに当たって、農商工連携のような、いわゆる林商工連携とでもいいたいでしょうか、異業種の交流によつての産業おこしによつて、安心して暮らせる山村地域づくりを目指していく必要があると思いますが、県の方向はいかがでしょうか。

環境森林部長（辰己清和） 森林・林業再生プランの実現を通じました山村の活性化につきましては、住宅や公共建築物等の木材需要の拡大のほかに、林地残材等、あるいは間伐材もそれでございますが、これまで利用されていなかった資源の活用、あるいは、商工業と連携など、新たな視点から取組を進めることも大事だというふうに思っております。

県内におきましても、林業者と海産物業者が連携いたしまして、ウバメガシの薪を燃料に使用して、鯉節のブランド化を図っている取組であるとか、森林組合が観光事業者と連携をされまして、尾鷲ヒノキを入浴木として土産物のほか全国の温浴施設へ販売している事例などが出てきてまいっております。

また、地球温暖化防止に向けまして、再生可能エネルギーということで、木質バイオマスに対する期待が高まっておりますが、県では現在、大量の未利用の林地残材を木質バイオマス燃料として有効活用を図るため、電力会社と協働いたしまして、石炭との混焼、これは木材チップを石炭の中へまぜるわけでございますが、この木材チップの部分県内の人工林資源を使用できないかということの検討であるとか、それに向けました県内各地域の事業者と木質バイオマスを供給する体制づくりを進めておるところでございます。

森林・林業再生プランのスタートを契機にいたしまして、多様な業種の方々との連携を図りながら、森林資源を生かした新たな取組が創出されるようしっかりと取り組んでまいりたいと、こういうふうに思います。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

いろいろ、今後の山を守っていく方策をお聞きしたわけでございますけれども、本当に木材製品の間伐材の製品のPRももっと必要ではなからうかなと思います。

先日も松阪県民センターにお邪魔いたしましたら、食堂で半分だけテーブルやいすが一新されておりました。ちらっと見えたものですから、「これ、間伐かい、木材製品をどういうふう導入されておるんですか」といったら、やっぱり間伐製品をこれから年次計画でかえていくんやという、そういうセンターのお話を聞かせていただきました。行政自ら率先してそうした木材製品を更新していきなり導入していくというのも、一つの製品のPRにつながっていくのではなからうかと思しますので、積極的なそうした施策も必要ではなからうかなと思います。

さらには、今、山間地域で本当に高齢者の皆さん方だけになってしまって、元気な方があるんですけども、ひとり住まいが多くなってくる。また、医療の問題の中で申し上げますけれども、本当に緊急事態が生じたときにどうされるのかなと、非常に山で住む皆さん方も心配をしている毎日であります。特に、飲料水を山の中腹で水をためて、そこからパイプで持ってきておるといことですが、今、山が荒れてくるがために、大水が出ると、その修理すらなかなか年がたってできないというのを訴えてみえますので、飲料水確保すら大変かなと。先日も、私の宇気郷の地域で、この冬はかなり雨が降らなかったということですので、井戸が水がれしてしまったということで、水を供給した振興局の姿も見ただけでございますけれども、年々、そういう事態が生じてくるのが多くなってきておりますので、これからやっぱりもう少し若い人たちが本当ににぎやかに住んで、そして、活気ある山間地域の地域づくりにつなげていただきたいなと思うところでもございます。

もう一つ心配なのは、先日も永田議員さんの御質問にあったかわかりませんが、外国資本による土地の取得について、北海道や神戸ではもう31件が発

生しておるといのも新聞記事に出ておりました。三重県のそうした実態は果たして安全であるのか、これから乱開発がいつの間にか進んでいくのではなからうか、非常に心配するところでもございますけれども、現状としてそういう外国の皆さん方が土地を求めているというのはあるのかなのか、もう一度お聞かせしていただきたいと思います。

環境森林部長（辰己清和） 前回もお答えしたことがございましたが、18年と20年ごろに2件ほど外国資本と思われるところから、実際に外国人も来て、問い合わせがあったわけでございますが、幸いながら、地元の人から、中国等にわたるのは断るということで、それは立ち消えになってございます。それ以降、報道等もされておまして、心配もいたしまして、各地元の市町、あるいは森林組合等にも問い合わせをしておりますが、私どもとしては今現状はつかんでおらない状況でございます。

それと、そういうことを心配いたしまして、関係部局と連絡会議を設け、これからそういう部分がどうなるか、しっかりと見守り、今後、国のほうへもどういようなことで課題が起こっていくかも問題にいたしながら訴えていきたいと、このように思っています。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） この美しい三重の山々に乱開発が生じないように、そうした厳しい制度化も必要ではなからうかなと思っておりますので、事態が発生するまでに安全対策の方法を見出していきたいなと思います。

もう一つは、県行政の組織体系が、今、環境森林部、そして農水商工部とになっておりますけれども、行政の組織機構、農林水産第1次産業の組織を一体として、これから横の関係を密にやっていかなければならないのではなからうかなと。山から発生するそれぞれの水が農業にも本当に重要な役割をしております。今、近海の漁業においても、なかなかアサリも育たない、貝類も育たない、近海魚も漁量が少なくなっているような現実でありまして、そうしたものがやっぱり今山の荒廃につながっているのではなからうかと思っておりますけれども、将来の県の行政機構の変更について、考え方があるかない

かお伺いしたいと思いますけれども。

総務部長（植田 隆） 県の組織、機構につきましては、今後、新しい知事の中で、新しい計画等も計画される中で、その事業の必要性等を見ながら、組織改編については検討を進めていきたいと考えております。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） 自然の体系をそのまま行政へ持っていくというのが私は必要ではなかろうかなと。山と農と水、これの一体化した横のつながりをしっかりと行政組織も必要ではなかろうかと要望しておきたいと思っております。

次に、福祉問題の関係についてお尋ねをしてみたいと思っております。

障がいを持つ人や高齢化対策における医療の充実についてお尋ねしたいと思っております。

日ごろは厳しい県財政の中で、社会的に生きづらい障がいのある人や高齢者の対策に格別の配慮をいただいていることは、当事者にとっては大変好感を持たれていると思われれます。しかも、国の制度が目まぐるしく変えられる中で、県や地方自治体では関係者が当事者の思いとのずれに多くの矛盾を感じつつ業務を果たしておられる姿をよく見聞きいたします。人口減や急速な高齢化は、今後さらなる課題が到来するのは間違いなく、県行政にとってもより多くの問題として迫り来ることは必定であると思われれます。

医療や福祉に地域格差は許されない、人の命に軽重はないはず。ところが、当三重にも、また、松阪市においても、住む地域によって命にかかわるような突然の事態に出会ったとき、過疎地域、ひとり暮らしや高齢者の皆さんに対し、果たして一つの命を守るという体制が成り立っているだろうかという現実があると思っております。もちろん、いろいろとセーフティネットが工夫されていたり、地域での支え合いの取組もされているのは承知しています。例えば、同じ自治体でも、駅の近くで人口も密集しているエリアには、半径1.5キロの範囲の中に十数力所の医療機関がある一方、過疎の地域では無医状態が続いております。

何とか行政と医療機関との連携のもと、人の命の重みという視点から地域

巡回医療のような手法で、寂しく孤独で不安な生活を送り続ける過疎地域の
人たちに、安心・安全の日々を与えるような取組ができませんでしょうか。県
行政の現状、施策についてお尋ねしたいと思います。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 過疎地域の医療の関係について御答弁申し上げ
たいと思います。

人口減少でございますとか、高齢化が進む中で、過疎地域などにおきまし
ては、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯が増加をしてきておる、また、高齢
者の方が住みなれた地域で安心して暮らしていくための医療提供体制の整備
というのが大変重要であるというふうに考えております。

県におきましては、三重県へき地保健医療計画を策定いたしております、
この中で僻地病院ですとか診療所の整備、運営に対する支援、それと、これ
らの医療機関への自治医科大学義務年限内医師の派遣、それと代診医等の派
遣調整など、いろんな形の取組はさせていただいているところでございます。

現在、へき地保健医療計画の見直しを行っておりますところでございまして、
今後も過疎地域等におきまして、高齢者や障がいのある方々が安心して質の
高い医療が受けられるよう無医地区への巡回診療、それから僻地医療機関へ
の医師の派遣など、取組の一層の充実強化を図っていきたいというふうに思
っております。

さらに、高齢者の中には疾病の後遺症などによりまして、介護が必要な方
でございますとか、それから、認知症等を併発されている方もございますの
で、医療の提供のみならず、介護サービスなども含めた総合的なケアという
のがこれからは必要になるかというふうに思っております。そのための人材
育成ですとか、体制整備というのが必要かというふうに思っております、
現在、県におきましては、地域医療研修センターでございますとか、三重大
学との連携によりまして、総合的な診療能力を有します医師の育成を図って
おるところでございます。あわせまして市町とも連携をいたしまして、医療、
保健、福祉の切れ目のないサービスが提供できる体制整備を進めていきたい

というふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

ぜひそうした、特に市町との連携が重要でなかろうかなと思っておりますし、過疎地域に住まわれる皆さん方が本当に安心して暮らせる、そうした医療制度をこれからも方策を考えていただきたいなと思うところでもございます。

次に、要介護を必要とする高齢者や在宅障がい者のショートステイと情報の共有についてお尋ねしたいと思います。

介護保険制度上では、短期入所生活保護と短期入所療養介護の2種類が制定されています。主として介護老人福祉施設、特養や、介護老人保健施設、老健がその受け皿となっており、短期入所が基本となっていることから、入所機関は1カ月以内とされています。

一方、障がいのある人のショートステイについては、障害者自立支援法、今後廃止の方向ということでございますけれども、それによって短期入所の受け皿は、一応、療養施設、短期入所がその役割を果たしているはずであります。

ところが、ここ一、二年の間に見聞きした例を挙げて、ともに考え合えたらと思います。その実例として、脳にシャント、管が入っている障がいを持っておられる人、介護を必要とする人ですが、二、三年に1度ぐらい、そのシャントが詰まったり漏れたりし、脳に水がたまり、その水を体から外に出すためにかかりつけ医の病院で対応してもらっているが、この人が家庭の都合で短期入所を希望したが、脳に管が入っている状態のみで入所を受け入れてもらえなかったことがあります。私は、このような表面評価で判断され、短期入所すらできないとなると、介護する人の安心・安全、生命の緊急事態に対応できないのではと思います。保護者の切望を受けて、何とか命のセーフティネットを考えてもらえないかと県の所管にお伺いしましたところ、こ

のような日ごろ目の離せないような重い障がいを持っておられる方は、医療が共存するような施設、特に明和町に所在する重症心身障害児施設、療養介護事業所などしこなどが受け皿として対応していただけるものと指導していただきました。

このような事態に遭遇して思うことは、こうした制度上の不十分な部分を工夫して、創設したセーフティネット等の情報を当事者にいち早く知らせしてほしい。情報は当事者にこそいち早くということの大切さを痛感いたしました。

国のたび重なる制度改正によって、当事者、保護者、そして現場で働く福祉事業にかかわる方々にいろんな意味で混乱させている現状を打開し、一日も早く毎日の暮らしに安心・安全の持てる情報共有の指導をしてほしい。

所管のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 高齢者等への情報提供についてお答えを申し上げます。

要介護の高齢者、それから障がい者等に対する情報提供でございますけれども、県では、ホームページ上でございますとか、それから市町の窓口でショートステイをはじめとしたいろんなサービスの内容、利用方法等についての情報をお伝えしているところでございます。

高齢者の場合ですと、ケアマネジャーでございますとか、各市町のほうに設置をさせていただいております、地域包括支援センターがその窓口になっていろんな提供もされているというふうに考えております。

障がい者に対しましては、各障害保健福祉圏域のほうに障がい者の総合相談支援センターも設置いたしておりますので、そうしたところでの情報提供をこれまでも行ってきたところでございます。

しかしながら、県におけますサービスの情報の提供というのが主にインターネットで行われているという部分、そうしたことから、高齢者などにはインターネットの利用環境が整わないという場合がありますので、大変利用し

にくいものになっているというふうに考えています。加えまして、地域包括支援センターでございますとか、障がい者総合支援センターなどについても十分認知をされているというふうな状況じゃないという部分もございますので、当事者の視点からは、必ずしも今までの情報提供が十分でなかったのかなという部分での反省もございます。

県といたしましては、当事者でございますとか、それから家族の方が直接相談することができる一番の窓口といえますのは、ケアマネジャーでございましたり、地域包括センターという形でのセンター等の施設かなというふうに思っておりますので、そういう施設の職員の方への研修の実施でございますとか、それから最新の適切な情報をしっかり伝えさせていただいて、その役割についても広く周知をいたしたいというふうに考えております。

さらに、福祉サービスを直接利用できていない当事者の方もいらっしゃいますので、そういう方々に対する情報提供の新たな手法といえますか、考えといたしまして、職員が直接現場に向かうような形で必要な情報を提供する、出前による福祉というような言い方もしておるんですけども、そういう視点での工夫なんかも取り入れながら、利用者にとって身近な場所での適切な情報が適切に提供できる、そういう体制の整備に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

速やかにそうした緊急事態の連絡がとれるように、情報の共有をぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

障がいを持つ人たちの利用できる施設の充実ということでお尋ねしていきたいと思います。

一口に障がいがあるといっても、その様態は様々です。体幹が不自由で、お座りや車いすの利用さえできない人。目の不自由な方、耳の不自由な方、その両方が不自由な方、心臓が悪くてペースメーカーを体内に入れておられ

る方、お話ができない人。でも、障がいがあっても、そのとらえ方は、障がいを今持っていない人と同じように、一人の人間として、また、完全参加と平等の理念のもとに、皆さんと一緒に生きていきたい思いは変わりません。ですから、生まれ、育ち、生活していく中で様々な支援を受けながら、友人、隣人の皆さんといろいろな触れ合いや人間関係をはぐくむことによって、密度の高い社会参加につながって、発達、成長の要となるものと思います。

このような観点から、障がいを持つ人をはじめ、家族の皆さん、友人、知人の方々が一堂に会し、研修や会合、そして憩いの場として利用できる施設の充実が求められております。10年ほど以前には、湯の山にありましたゆずりは荘、松阪の松阪ハイツの施設を利用できましたが、現状は利用できません。三重県は北から南まで細長い地形で、気候も大きな差があります。障がいを持つ人、支援する人たちがせめて北勢、中勢、南勢の3カ所でも人々の交流や文化に触れることによって新たな心の持ち方や健康づくりの増進につながるものと思います。

先月上旬ごろですが、伊勢市では市内の宿泊施設や建物をバリアフリー化する際に改修費の一部を補助する制度を新年度予算化し、伊勢神宮の式年遷宮に高齢者や障がいを持つ人たちを歓迎する旨の記事を見ました。

ぜひ障がいを持つ人、家族の人たち、介護する人、友人、知人の皆さんが低料金で利用できる福祉施設を充実してはどうかお伺いしたいと存じます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（真伏秀樹） 障がい者の方等が利用できる施設の充実をということでございますけれども、障がい者の方ですとか、家族の方が一堂に会していただいて憩いの場を持っていただくということにつきましては、その障がい者の方の発達とか成長の糧、それと、親子の間の交流、それと、障がいをお持ちの方、家族間の相互の懇親といいますが、そういうふうないろんな意味を考えたときに、大変重要なことかなというふうに思っております。

県におきましては、以前は、老人の方ですとか、障がい者の方のための保

健休養施設ということで、ゆずりは荘などの休養ホームなんかを整備いたしましたして、県の外郭団体が運営を行ってきたということがございました。

しかしながら、平成12年度から取り組んでまいりました外郭団体改革の中で、民間でできることは民間でという観点から、これらの施設の民営化を進めることといたしまして、平成16年度に施設の廃止でございますとか、民間への譲渡を行ったところでございます。

こうした中におきましても、県では毎年、特に障がいが高く、外出や移動が困難である重症心身障害者、障害児の方もそうですけれども、その方々と、それから家族の方も対象にいたしまして、民間施設を利用していただいた形での1泊での宿泊を伴います保養事業というのを2カ所ほどで実施をさせていただいております。北勢で1カ所、南勢で1カ所というような形で年2回ほどの実施をさせていただいております。毎年100名ほどの障がいのある方、それと御家族の方にも参加をいただいております。宿泊によります交流、それから、障がいをお持ちの御家族の方での相互の懇談の場というふうな形で利用していただいております。

また、障がい者の方でございますとか、高齢者の方がより利用しやすくなりますように、市町との関係機関とも連携をいたしまして、民間の宿泊施設等に対しましては、施設のバリアフリー化でございますとか、ユニバーサルデザインに配慮した取組などを積極的に働きかけているところでございます。

今後、こういった社会におけます障がいに対する一人ひとりの理解、それと認識を深める中で、障がいのある方が様々な社会活動に参加しやすいような環境整備というのは大変重要かと思っておりますので、その整備を進めていきたいと思っておりますけれども、同時に障がいのある方をケアしていただいております。家族の方の休養でございますとか、それから、一時的にケアを代替するという部分、それから、リフレッシュを図っていただくような形での家族支援サービス等、本人の療育訓練を行います通園事業、こうしたことを充実する中で必要な支援については行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） ありがとうございます。

障がいを持つ人、また、日ごろ本当に介護に御苦労いただいている方々、その方たちが本当に一堂に会して、たまには歓談したり、あるいは勉強会を実施したりということで、憩いの場づくりも本当に重要ではなからうかなと思っているところでもございます。

嬉野の伊勢中川駅の周辺区画整理事業の際には、本当にユニバーサルデザインを採用させていただいて、すべてのそうしたバリアフリーの施設づくりをさせていただきました。2年ほど前からオープンいたしました交流センター、この施設も、この施設の中身はすべてバリアフリーになっておりまして、最近特に便利な駅を持っておるところで、県下各地域から障がいの皆さん方、あるいはお世話する方、一緒に、そして、また、ヘルパーの皆さん方の研修の場としても最近多く使われるようになってまいりました。

駅自体考えましても、四つの方式があります。エレベーターあり、エスカレーターあり、そして、健常な方の階段あり、さらにはスロープでおりつけるといような設置をしてあるわけでございますけれども、ようやく近鉄のほうも、昨年、エレベーターが各ホームに完成をいたしまして、本当に障がいを持つ人たちが喜んでいただいて、利用が増加しているような状況でもある。その施設を利用しながらいろいろ話し合いをしながら、さらにはその近辺を散策する姿なり、時々私も拝見することがあるわけございまして、そういう施設づくりをやっぱり各地域3カ所ぐらいは欲しいのではなからうかなと。身近なところで、そういう施設があるのも便利でいいんですけども、やっぱり三重県の北と南の文化の違いというものも感じながら、心をいやしていただく機会を持つ、そういう施設づくりが必要ではなからうかなと、思うところでもございます。

さらには、私もあしながおじさんの会ということに入らせてもらって、毎年ゴルフのチャリティーコンペに参加させていただいております。もう6回

目になるわけでございますけれども、その中で、障がい者団体に対する助成の資金集めということでございまして、昨年も真夏の暑いときに開催をさせていただいて、160名ほどの皆さん方に参加をいただいた。そして、約30万円を超えるチャリティー資金が集まって、町内の六つの団体に旅費の一部ということで助成をさせていただいて、1団体5万円そこそこになるわけでございますけれども、そのときに自然のきれいなゴルフ場の中まで御案内をして、障がいを持つ人もお世話する人も一緒になっているいろいろゲームを楽しんだり、あるいは、自分の願いを込めた風船をプレーの皆さんと一緒に、プレーの後、風船飛ばしをし、喜んでいただいた姿、そして、今はコースがカートで運行されておりますので、カートに乗れる障がいを持つ人たちも本当に喜んで自然に親しんでいただくという機会を、もう6回になるわけですが、年々、充実してまいったわけございまして、今後もそういう輪が三重県内、どんどんと広がっていければ素晴らしいことかなと思っておりますので、ぜひそういう啓発もひとつよろしく願いを申し上げます。

次に、県河川の土砂しゅんせつと三渡川河川改修について質問をさせていただきます。

平成21年10月の台風18号による山間部の災害復旧事業については、以来順調に復旧工事を進めていただき、災害前の河川や道路が一新されました。山間部の住む皆さん方はやっと元気を取り戻してまいりました。残工事の一層の進捗を期待するところでもございます。

また、上流から流された土砂等は中下流に堆積したままで、これからの雨季を迎え、一日も早い堆積土の除去が求められているところでもあります。特に中村川、三渡川、岩内川、そして小河川の駒返川、大谷川が私の松阪市内には河川が存在しておるわけでございます。

また、三渡川の河川改修についても着工されて、長期になってまいりましたが、今日までの経緯と、今後の事業計画についてお伺いしたいと思っております。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） それでは、県河川の箇所掘削の取組と三渡川の改修についてお答えいたします。

河川の堆積土砂対策は、河川の流下能力を向上させることから、洪水発生時における災害の未然防止に有効でありまして、河川管理上重要であると考えております。

県管理河川の中の堆積土砂につきましては、平成20年度調査で、県全体で220カ所、量としまして220万立方メートルと把握しております。平成20年度、21年度の2カ年で、合計154カ所、約47万立方メートルの土砂撤去を行いました。また、22年度は、県内全域で82カ所、約26万立方メートルの土砂撤去を完了する予定としております。

撤去方法につきましては、砂利採取を活用する方法と、河川の維持管理等、県の事業として行う方法、二つの方法を用いてやっております。

砂利採取の活用方法につきましては、19年度末に河川堆積土砂撤去方針というのを策定しまして、22年度までの3カ年という期限を設けてやりましたが、さらに25年度までの3カ年延長することとしたところでございます。

また、県の維持管理等の県事業として行う方法ですが、最も大きな課題でございます残土処分地の確保等について、市町、また地元と連携を図りながら予算確保に努め、河川堆積土砂の撤去を推進してまいりたいと思っております。ちなみに、松阪市内におきましては、平成22年度、7河川8カ所で堆積土砂の撤去を行っております。また引き続き23年度も実施したいと思っております。

このように、県としましては、河川堆積土砂の撤去は、治水安全度の向上に重要であると認識をしておりますので、今後ともしっかり取り組んでいきたいと思っております。

次に、三渡川でございますが、三渡川、松阪市内を流れまして伊勢湾に注ぐ二級河川です。流域は非常に低い平地部分が多くて、たびたび浸水被害を受けてまいりました。この浸水被害解消のために、河口から松阪市嬉野黒野町の大宮橋までの間、約5.5キロメートルを事業区間として改修工事を実施し

てまいりました。これまで河口部から国道23号までの800メートルの堤防の耐震化工事などを行っております。また、JRの紀勢線橋梁のすぐ下流にございます市道松阪六軒線の三渡橋付近が、ここが一番川幅も狭く、洪水時に支障となる最大のネック点というふうに考えております。この区間の流下能力向上を図るために速やかに用地買収を完了し、橋梁のかけかえ、また、堤防の整備を進めて、流下能力の向上を図りたい、また、それに引き続き、上流部の改修も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔14番 笹井健司議員登壇〕

14番（笹井健司） 河川の堆積土の除去については、三重県内全体の河川に言えるのかと。たびたび議員の皆さんの質問も聞かされるわけでございまして、そして、先日の水谷議員の、河川の事業費の削減によりまして、非常に予算化も難しい状況の中で大変な作業になるわけですが、災害を想定しますと本当に一日も早い土砂の撤去を要望するところでもございます。どうかひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

三渡川の河川につきましても本当になかなか進んでこないというのが現状でございますので、ぜひ一日も早くそうした目に見えた事業進捗をお願い申し上げます。

最後に、嬉野地域に所在する三重県畜産研究所は、野呂知事が就任と同時に全面的な整備計画に着手されました。30億近い投資のもとに昨年完成されたわけでございまして、整備前は、悪臭や敷地からの排水問題で周辺住民からの苦情が多く、まちの懸案事項となっておりましたが、このたびの完成によってすっかり問題解決をしていただき、今や嬉野のシンボルとして位置づけられました。今後、畜産研究における品質改良に大きく貢献されるものと信じます。牛の口蹄疫や鳥インフルエンザのそうした菌も絶対に入り得ない、そういう施設だと私は信頼するところでもございます。

一方、嬉野川北地域に所在する三重県農業技術研究所では、間もなく植物工場が完成し、トマトやイチゴ栽培が自動化され、農業も企業化の方向へ進

められるよう、今後の研究成果が大きく期待されます。これ、ひとえに野呂知事の8年間の中での大きな成果であり、地元の私にとりまして、これからの研究成果をじっくりと見守っていきたいと思います。

野呂知事に心から敬意と感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

休 憩

議長(三谷哲央) 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時0分開議

開 議

副議長(森本繁史) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

副議長(森本繁史) 県政に対する質問を継続いたします。19番 末松則子議員。

〔19番 末松則子議員登壇・拍手〕

19番(末松則子) 鈴鹿市選出、自民みらいの末松則子でございます。

質問に先立ちまして、2月26日に南伊勢町で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザに伴い、発生農場の方にはお見舞いを申し上げます。また、紀宝町に続いての迅速な防疫措置を行っていただいています。知事はじめ県職員、町職員の皆様、自衛隊の皆様には感謝と敬意を申し上げますとともに、私は所管の防災農水商工常任委員長でございまして、委員会といたしましても、議長、副議長と御相談をしながら迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

また、2月22日に発生いたしましたニュージーランド南島での地震で不幸

にもお亡くなりになられました方々に、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました多くの皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、今議会、私が一番最後の質問者になりますが、もう少しよろしくお願いをいたします。通告に従いまして質問に入りたいと思います。

子どもたちの自立と再生に向けての支援策について質問をさせていただきます。

初めに、特別支援教育の推進の中で、特に特別支援学校高等部生徒の就労支援について質問をさせていただきたいと思います。

昨年も同じ3月2日に質問をさせていただいておりました、ちょうど1年前を振り返ってみました。そのときに私は、特別支援教育についてはいろいろ課題はあるにしても、小・中学校での体制はある程度整ってきたと感じている。高等学校などの義務教育終了後の取組については、三重県も全国に例外なく遅れている。特に社会的に自立するための就労支援の対策が遅れているのではと質問をさせていただき、特別支援学校高等部において就業につながる職業教育についてお尋ねをしました。インターンシップなどキャリア教育に力を入れていると御答弁を向井教育長からいただきましたが、1年間の成果はどれくらい上がられましたでしょうか、お聞かせください。

次に、先日、1月21日に、私の事務所にある知人が飛び込んでこられました。その方は名刺を差し出され、今こういう仕事をしていますとお話をされました。その名刺には、三重県教育委員会事務局特別支援教育室、職域開発支援員と書いており、手にはたくさんの会社や企業の名前や紹介が載っている資料を握っておられました。その方は四日市市の大企業で総務部長のお仕事をされていた方で、引退されてからたまたま広報の募集要項を見て、自分でも役に立つことがあるだろうかと応募をされて、現在は杉の子特別支援学校石薬師分校で勤めていらっしゃるようです。この方を含め14名の方が特別支援学校企業就労実現支援緊急雇用創出事業、大変長い事業名でございますけれども、の中で職域開発支援員として活躍をされておられます。この事業の実績と成果をお答えください。

〔向井正治教育長登壇〕

教育長（向井正治） 末松議員の特別支援教育の中での職域開発支援員の内容及びキャリア教育なり就労支援の取組についてお答え申し上げます。

特別支援教育におきましては、障がいのある子どもたち一人ひとりがその能力や適正に応じて就労などの進路を実現し、社会参加していけるように適切に指導していくことが重要と考えております。特に特別支援学校の高等部につきましては、非常に厳しい社会経済情勢の中、保護者の就労への強い期待もあることから、子どもたちの実習先の確保でありますとか、雇用の拡大を図ることが喫緊の課題となっております。

そういった中で、県教育委員会の取組といたしまして、様々な取組を行っておりますが、お尋ねのありました成果と、そして、職域開発支援員につきましての御答弁を申し上げます。

平成21年度から国の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、民間企業等におきまして総務、人事部門等での豊かな勤務経験を持つ職域開発支援員の方々などの外部人材を登用しております。

この職域開発支援員に関しましては、県立特別支援学校14校に1名ずつを配置いたしまして進路指導担当者として協力いたしまして、新たな就労先や実習先の開拓、企業側の理解啓発、職域開発等、生徒の就労の実現に努めているところでございます。さらに、企業就労への希望を具体化するための提言や、教職員研修、模擬面接などの実施などにも支援に取り組んでいただいております。

その成果でございますが、企業等の年間訪問件数は、平成20年度には372件であったものが、平成21年度には2993件でございます。さらに、22年度でございますが、途中でございます、1月末現在で4641件と大幅に増加したところでございます。

その結果といたしまして、企業就労の内定率につきましては、平成20年度には77.3%であったものが、平成21年度につきましては93.3%と、かなり飛躍的に伸びたところでございます。そういう進路の確保につながっている成

果が得られたところでございます。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） 教育長、ありがとうございました。

今、教育長が御答弁いただきましたように、外部人材、特に総務を経験された方、そういうような方を外部人材ということで活用していただきまして、かなり成果が上がっておられるというふうに思っております。平成20年度が372件であった訪問先が平成21年には2593件、平成22年度は4600件以上というような形で、企業訪問先がはるかに飛躍をして増えているというようなこの状況の中で、内定率も平成21年度には93.3%、かなり100%に近い形で就職内定率というようなことをいただいております。非常にすばらしい就職率のアップ、内定率のアップということで、成果が上がっているというような事業だというふうに思っております。職域開発支援員さんたちの活躍で、子どもさんたちの自立支援につながっているということが非常によくわかったというふうに思っております。

その職域開発支援員さん、私は杉の子特別支援学校の石薬師分校の方とお話をさせていただいたんですが、1時間ほどお話をさせていただきましたが、本当に支援員さんが子どもたちのことを思い、考え、就職先、それから研修先を見つけるために一軒一軒歩きながら丁寧に子どもたちの状況、それから学校の状況などを説明されて会社訪問を続けておられます。そういうふうな中で会社訪問を4600件以上ということでありますから、本当に大変な御苦勞をされているなというふうに思いますし、その姿にも大変熱いものを感じております。

その方に、御自分で作成をされました訪問先の一覧表を見せていただきながらお話をさせていただいております。ぽつりと、「時間が余りないんですよね」とおっしゃったんです。「どうしてですか」と私がお尋ねをしましたら、私たちは1年間の契約で雇用をされています。やっとここまで来たけど、もう時間がなかなかないんです。1年生や2年生の生徒のためにも短期間でも

研修をさせてくれる企業を見つけてあげたいんですが、やはりもう1月21日でしたので、時間が押し迫ってきているので、なかなかそういうふうな時間が少ないんですというような、切実にお話をされていたところが非常に印象的でした。

そういった中で、職域開発支援員さんを雇用することにより特別支援学校においての就職率が向上したのは、先ほども御答弁をいただきましたが、実際に職域開発支援員さんの皆様は、雇用期間が1年では足りないのではないかというような実感をされております。この事業は、緊急雇用対策の基金を使っての事業なので、1年間しか難しいというのは理解をいたしますが、成果が上がってきている事業に対しまして、今後、事業の継続も含め、雇用期間もせめて1年生が入学してから卒業するまでの間ということは検討していただくことはできないのでしょうか。

昨年の質問の答弁の中で、労働機関や生活・文化部とも連携をしながら、企業の理解促進、新たな職域開発に取り組んでまいりますというふうに御答弁をいただきました。まさにこの事業はそのものだと思っておりますけれども、教育長のお考えをもう一度お聞かせください。

教育長（向井正治） 職域開発支援員のことでございますけれども、これは議員からも説明がございましたように、国の緊急雇用創出事業におきまして幅広い雇用の拡大を図ることから、その実施要領におきまして、雇用期間は1年以内とされているところでございます。

このため、昨年度雇用しました、今紹介のありました方も含めてでございますが、職域開発支援員の方には、その就労支援の実績を踏まえまして、現在、今年度につきましては、県教育委員会内部で職域開発総括支援員とか、就労支援総合マネージャーとして活躍していただいております。また、教育委員会以外でも、生活・文化部での障がい者職業訓練コーディネーターでございますとか、各学校での学校評議員など、様々な分野で活躍されているところでございます。そういった形での継続性というものを確保していきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、来年度も引き続きまして、国の緊急雇用創出事業を実施するなど、外部人材を活用しました就労支援に取り組んでまいります。今後とも、特別支援学校におけます子どもたち一人ひとりの特性に応じた進路の実現と、自立に向けた総合的な支援に努めてまいりたいと考えております。

先ほどの答弁の中でキャリア教育のことを少し漏らしましたので、追加させていただきます。

キャリア教育につきましては、障がいのある子どもたちが社会人としての基本的な知識、態度でありますとか、コミュニケーション能力を身につけられるようキャリア教育の充実に取り組んでいるところでございます。具体的には、サービス業でございますとか、流通業などの新たな職業分野におけます対応する職業コースの設置、また、継続的な職場実習の実施、教員によります企業での事前研修など、特別支援学校におけます教育課程の改編を進めているところでございます。こういった取組によりまして、子どもたちが仕事の内容を具体的に知ることができるようになってきております。

また、企業側といたしましても、子どもたちの特性でございますとか、能力についても確かな理解を得ることにもつながっているところでございます。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） ありがとうございます。

キャリア教育、インターンシップを含めて、そういうような教育も推進をしていく一方で、カリキュラムもしっかりと、昨年よりは今年のほうが充実をしていただいておりますということで、非常にありがたい話だなというふうに思いますし、その教育を進めていく一方で、職域開発支援員さんというような外部人材を使いながら、一方で就職先、研修先を見つけていく、非常に特別支援学校にとりましては前向きに取り組んでいただいているということで、これからどんどんこういった子どもさんたちの就職率をしっかりとアップしていただくために頑張っていただきたいというふうに思いますし、小学校、

中学校、そういう中では少し定着もしてきたところでございますが、やはり全国に例外なく三重県も高等部ということが問題になってきている中で、そういう中で、こういうような両方の施策を推進していただく中で、また来年度に向けても特別支援教育についての充実を図っていただきたいというふうに要望させていただきたいと思います。大変すばらしい事業だというふうに思っておりますので、これからもぜひよろしく願います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

児童虐待防止対策のこれからということで質問させていただきます。

少し、児童虐待の県の状況のお話をさせていただきます。児童虐待相談件数は、平成15年には508件と500件を超えて以来、平成20年に395件となった以外は、500件を超える相談があります。この相談は市町の機関から約47%、続いて近隣住民などからというふうになっております。また、主な虐待者としては実母が約60%となっており、被虐待児童については、小学生以下が全体の約82%となっています。件数もさることながら、その事案の内容は深刻化かつ重症化しつつある状況です。

さて、三重県の取組についてですが、平成16年に子どもを虐待から守る条例を制定し、子育て支援施策、早期発見対応施策、保護・自立支援施策、連携・協力・援助体制整備施策、啓発・研修その他の施策の五つの取組体系により児童虐待防止等に取り組んでいるところであり、これらの取組を児童相談所を中心として、市町と連携しながら取り組まれてきており、この効果などから大きな事件は余りなく進んできたように思われています。

また、この条例を制定する際には、議員提案ということもありまして、議会でもたくさんの議論が行われ、全国的にも厳しい、そして、子どもを守るための条例ができたと思っております。

しかしながら、昨年4月、鈴鹿市において重篤な虐待事例が発生いたしました。非常に残念なことでございます。だれもがなぜ防止できなかったのかと思ったに違いありません。

この際の県の取組としては、事件発生直後には緊急的な対応として全児童

相談所において、現在扱っている事例の再チェックを行うなどの対応がされたというふうに聞いております。その後、検証委員会を設置され、検証が行われ、報告書という形で取りまとめられました。さらに11月には虐待防止月間として、企業や市町を巻き込んだ形で大規模なキャンペーンが実施されました。

今回、平成23年度当初予算なり組織体制については、この検証委員会の報告書に基づいて、まず児童相談所の組織強化事業、そして、市町相談体制の強化促進事業など、新たな取組も加え充実をされているようであります。

また、組織においては、減る一方である組織体制において、関係する職員を5名、別に嘱託の職員を6名増員するとされています。このほか、課の体制も一部強化をされていると聞いております。財政や人員の増加は厳しいという中、改革の方向性や充実については一定の評価をさせていただくところです。

今回の鈴鹿市の事例を受けて、今回の事案が引き起こされた根本的な原因は何であったのか、また、何が本当に必要であったのか、お考えをお聞かせください。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

健康福祉部こども局長（太田栄子） 児童虐待防止のこれからについてお答え申し上げます。

児童福祉法の改正によりまして、平成17年度から市町村に相談の窓口が設置されたことに伴いまして、三重県では県の役割に変化が起きるだろうということを想定し、五つの児童相談所を統括する児童相談センターを設置いたしました。そして、相談業務の向上に努めてまいりました。

しかしながら、昨年4月には、今御紹介がありましたように、鈴鹿市内において重篤な児童虐待事案が発生いたしました。この件について検証委員会に検証いただく中で、取組が十分でなかった点も明らかになってまいりました。とりわけ市町との情報共有や連携には大きな課題を残していると考えております。

そこで、平成23年度は、市町の実情について窓口体制や関係機関との協働体制、そして、市町に設置をされております要保護児童対策地域協議会の状況などについてしっかりと把握するとともに、児童相談所自身も自らの相談業務の進め方を検証していきたいと考えております。その上で、市町とともに役割分担や連携についてあるべき方向を共有し、県として必要な支援を実践してまいります。あわせて、そうした業務を担える人材を育成するため研修体系の抜本的改革を行うとともに、センターが機能を果たせるよう、組織体制を見直すこととしております。

虐待が子どもの人権を著しく侵害する行為であると、子どもを虐待から守る条例の第3条にはございます。児童相談にかかわる職員とともにこの条項をしっかりと肝に銘じ、二度と悲惨な事件が起こらないよう、三重県全体の相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） 局長、ありがとうございます。

今、御答弁いただきました。現在、一義的な窓口でありますのは市町でございます。その市町との連携が重要であるということを再認識したところであります。局長も御答弁いただきましたとおり、県として必要な支援を続けていくことが必要不可欠であるというふうに私も考えております。

昨年の9月に、検証委員会から報告書が出されてまいりました。その際にも関連質問をさせていただきました。その検証委員会の報告書の中には、情報の伝達、それから人材の育成、それから危険性の査定、この3点が特に改善をしていかなければならない問題だというふうに記載をされていたというふうに記憶をしております。

その中で、今、御答弁をいただきましたとおり、地域と市町との連携は、その窓口を強化するというところで連携をしていただくということでございますし、人材の育成というものも、研修制度を充実するというようなことでお答えをいただきましたが、もう一度、この3点、情報の伝達、人材の育成、

それから危険性の査定、特に危険性の査定というところにおいて、もう少し詳しく御答弁をいただけたらというふうに思いますが、よろしく願います。

健康福祉部こども局長（太田栄子） 情報の伝達につきましては、実際に市町と口頭であるとかいった形での情報の伝達の仕方に加えまして、アセスメントシートを活用したしっかりとした伝達を行っていきたいというふうに思っておりますが、これについても、今申し上げました、市町との対話をする中でしっかりとアセスメントシートが活用されるような体制づくりをしていきたいというふうに思っております。

また、人材につきましても、こうしたことを実際にやっけていける中核的な人材育成というのが非常に大事だというふうに思っております、特に課長になりますが、スーパーバイザーという形で呼んでおります、そういった職員の育成にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、危険性の査定でございますけれども、これについては、もうどの時点でどういう判断をするのかというのは、今申し上げましたアセスメントシートを活用しながら市町としっかりと情報を共有する中、しかもそれを的確に判断できる職員の養成をしていく、そして、そのことを組織全体でしっかり支え、より高度な判断ができるように日々切磋琢磨するということが非常に重要であるというふうに考えておまして、今後、児童相談センター、こちらのほうは体制的にも強化をしてみたいです。改革推進課という課も設置いたしますので、そこが中心になりながら児童相談センターと、それから児童相談所の職員が一丸となって、自分たちがいつどのような判断をするかということについてしっかり見きわめられるような研修を受け、しっかり議論をしながら進めていくというような、そういう児童相談所にしていきたいというふうに決意をしておるところでございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） ありがとうございます。

具体的に簡潔に答弁をいただきましたので、大変わかりやすかったという

ふうに思います。情報の伝達、まさに、今、御答弁いただいたとおりでございます。市町との連携もそうですけれども、本当に職員の皆さんが顔と顔を合わせる中できちっとした伝達というものをしていく中で、今度は伝達をどうしていくかという中で、人材の育成というものが必要になってくるかと思えます。先ほどスーパーバイザー研修の強化ということで、中間マネジメント層の育成をしていただくということでございますし、どんどんそういう方たちを育成していく中で、今までマンパワーに頼ってきたということを、そうではなく、組織一丸となって、そういう方たちの育成をしながらやっていける、そういう児童相談所になっていくんだというふうに御期待を申し上げたいというふうに思います。まさに危険性の査定というものが、この虐待の事件にとりましては大事になってくるというふうに思います。この前の鈴鹿市で起きました事件も、この危険性の査定というものが課題だったというふうに思いますし、その時点で起こった事件ではないかというふうにも思っております。介入をするということ、これが危険性の査定ということにイコールになってくるかもしれませんが、この前も、昨年も申し上げましたけれども、行き過ぎた介入というものに対しまして、今まで児童相談所の方も含めて法的にも非常に難しい部分があったかというふうに思いますが、この事案をもとにしっかりと検証をしていただき、結果を出していただくということでございますので、これから行き過ぎた介入ということの中で目を背けるということではなく、今までの体制の強化というふうなことも含めて、家族を、家庭をしっかりと地域から、それから児童相談所を中心に、また、市町、県が連携をしながら見守っていくというようなことで、一度壊れた家庭を再生していくというのは非常に難しいことでありますけれども、そういった中で虐待が起きないように、これからの児童相談所のさらなる御活躍と、それから、虐待につきましての事案が一つでも減るようというところで、努力をしていただけるようお願いを申し上げたいというふうに思いますし、今、局長のほうから大きな決意を述べていただいたというふうに思っておりますので、その決意に敬意を表させていただきますとともに、これからも期

待をさせていただき、私も一県民として、いろいろな立場から児童虐待の防止に取り組むことをお約束させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、三つ目の質問に移りたいというふうに思います。

女性のチャレンジ支援についてという質問をさせていただきます。

私は、これまで三重県議会の女性議員として、女性の社会進出や働き方、子育てなど、女性にかかわる問題についてライフワークとして取り組んできました。今議会には、第2次三重県男女共同参画基本計画の策定について議案が提出されています。今回は、この計画の中から、女性のチャレンジ支援、すなわち働く場の確保という視点で県の考え方をお聞かせいただきたいというふうに思います。

現在、少子・高齢化が進む中で、労働力の確保が課題となっています。三重県では、外国人労働者の数も増えていますが、女性も貴重な労働力だと考えます。しかし、日本の社会は女性が働きにくい状況にあるのではないのでしょうか。

働く女性の実情について、厚生労働省の資料では、働く女性の実態や特徴、景気後退下での女性労働者の状況などについて分析がされています。平成21年の女性労働力人口は過去最多の2771万人となっており、15歳から64歳までの労働力比率は62.9%と7年連続で上昇し、過去最高を更新しています。

一方で、景気が後退する中で、完全失業者数は2年連続で増加し、女性の完全失業率は4.8%となりました。

年齢別の労働力比率については、M字型カーブということがよく取り上げられています。それは、30代を谷とし、20代後半や40代後半が山となるアルファベットのMのような形となることですが、結婚や出産を機に仕事を離れることがその要因となっています。これらの女性の年代層は、埋もれた資源とも言われています。特に本県においては、この問題が全国的に見て顕著であることが第2次基本計画の中においても指摘をされています。

杉本議員も議案質疑の中で触れてみえましたが、働きたいのに働けない女

性はたくさんいると思います。景気の悪化により厳しい雇用環境にあります
が、雇用の場の確保はもちろん大事なことです。さらには、女性が働ける場
所、働きやすいと感じられる環境をもっともっとつくっていくべきだと思
います。そのためには、やはり女性のキャリアアップ、活躍に伴い企業の業績
も伸びていくといった、女性の能力を活用する企業経営に変えていくことが
重要ではないでしょうか。このことがウーマン、女性と、エコノミクス、経
済を組み合わせた造語、ウーマノミクスという言葉で最近よく言われていま
す。

先日、テレビで働く女性たちの活躍を取り上げた特集がありました。女性
の能力の発揮と働きやすさという観点から、女性の職域拡大、起業、ワーク
ライフバランス、家事や育児の分担、女性リーダーの育成など幅広く取り上
げられていました。女性の就労が拡大をすれば、生活者の視点から、斬新で
多様なサービスや商品を生み出して、企業に活力を与え、さらに手にした収
入で消費を牽引するというウーマノミクス旋風という内容でした。

その中で、ある企業での男性管理職への研修の場面に印象に残りました。
自分の生活時間の中に家事や子育てに要する時間を入れてみましょうという
ものでした。食事の準備、子どもの送り迎えなど、一つ一つはそれほど時間
を要しないものの、積み重ねると1日24時間では足りないことが気づかされ
たようでした。また、それを毎日行っている働く女性の負担がどれほど重い
のか、仕事に打ち込もうとすれば周囲のサポートが必要だということなども
改めて意識をされていたようでした。女性の働きやすい職場環境のためには
男性の協力も必要であることを経営者や管理者が十分理解することが大切だ
と思います。従来のように、正規職員の長時間勤務をベースとした仕事の仕
方を改め、女性が能力を発揮しやすい職場にしていく必要があると考えます。

今後、三重県において女性の働く場の確保と、働きやすい職場環境の整備
についてどのように取り組まれていこうとしているのかお聞かせください。

また、三重県では、男女が生き生きと働いている企業を表彰する制度が平
成14年から実施をされていますが、この制度はどの程度知られているのでし

ようか。表彰された企業の事例を広く紹介することで、さらに取組が広がるのではないのでしょうか。さらに、表彰によるインセンティブも普及のためには必要だと思いますが、どのようにお考えになるのか、あわせてお聞かせください。

〔山口和夫生活・文化部長登壇〕

生活・文化部長（山口和夫） それでは、女性のチャレンジ支援に関しまして御答弁を申し上げます。

少子・高齢化や人口減少が進行する中、豊かで活力ある社会を築いていくためには、女性がその能力を十分に発揮できるようにすることが一層重要になってきております。先ほど御指摘のございましたM字カーブに関する問題や、パート、アルバイトなど非正規労働者が多いなど、女性はその潜在的な能力が十分に発揮されていない状況にあります。

また、男女間の賃金格差なども見られ、これまで三重県男女共同参画基本計画に基づき様々な取組を行ってきたところでございますが、平成21年度に行いました男女共同参画に関する県民意識調査におきましては、約半数の女性が女性は働きやすい状況にあるとは思わないと答えるなど、女性の就業環境の整備がいまだ不十分な状況となっております。

このような状況を踏まえまして、今回策定しております第2次三重県男女共同参画基本計画（案）におきましても、基本施策の一つに、雇用等の分野における男女共同参画の推進を掲げまして、雇用の場における男女共同参画意識の普及、男女の均等な機会と待遇の確保の推進など五つの施策の方向を定めまして取組を進めていくこととしております。

具体的な取組といたしましては、男女共同参画意識の普及では、働く場におけます固定的な役割分担、性別による不公平な慣行等を改善するために、セミナー等を開催するなどして普及啓発を一層進めていくこととしております。

男女の均等な機会と待遇の確保につきましては、企業等の取組を促進するため、女性の能力活用、次世代育成支援などに積極的に取り組む企業を表彰

し、すぐれた取組事例の普及などに引き続き取り組むこととしております。

また、女性の就職などに対する支援につきましては、支援の拠点施設であります、みえチャレンジプラザを中心に、就業や起業、キャリアアップなどに対する一層の支援に努めていきたいと考えております。

さらに、仕事と生活の調和、ワークライフバランスの普及につきましても、働き方の見直しの促進を図るとともに、育児・介護休業制度の活用についても普及などに取り組むこととしております。

このような取組などを企業、国の関係機関、市町などと連携、協力しながら着実に進めることによりまして、女性の働く場の確保や働きやすい職場環境の整備につなげていきたいと考えております。

次に、企業表彰制度でございますが、三重県では、企業等での男女共同参画の推進と女性の能力活用、仕事と家庭の両立や次世代育成支援などの働き続けられる就労環境の整備を目的に、男女がいきいきと働いている企業三重県知事表彰を平成14年度から実施しております。これまでの応募企業数は毎年15社程度で、延べ139社、受賞企業は今年度の1法人を含め、延べ31社となっております。受賞企業では、女性職員、女性管理職の積極的な拡大などを通じて新たな職域へ女性を登用し、また、社内託児所の設置、法律の規定を上回る家族看護休暇等の休暇制度の導入などにより、仕事と家庭の両立を支援するほか、職場改善提案制度の導入、ハラスメント防止ハンドブックの作成などの取組により働きやすい職場環境づくり等に取り組んでおります。

次に、制度の普及につきましては、県におきましてはホームページ、パンフレットなどで受賞企業の優良事例を広く周知するほか、平成19年度からは受賞企業を三重県の公共工事の総合評価方式入札における、男女共同参画の加点対象とするなど、優良事業を含めた企業のPRや企業へのインセンティブの付加などを通じて、表彰制度の普及に努めております。

また、平成22年度からは、営利企業に加えて非営利法人も対象として、一定の基準を満たす企業等の取組を認める三重県男女がいきいきと働いている企業認証制度を導入し、就労環境の改善に取り組む企業等の一層の拡大を目

指しており、現在の認証企業数は31社となっております。

なお、企業表彰制度につきましては、この認証制度の導入に伴いまして、当該年度に申請を受け認証登録をした企業等の中から選定する仕組みに変更しております。

県といたしましては、今後さらに関係機関等との連携を強めまして、制度の周知をより一層図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） ありがとうございます。

とても詳しく御答弁いただきましたので、非常にわかりやすく聞かせていただいております。

杉本議員もおっしゃっておりましたけれども、今、いろんな女性や私たちの周りの方、お母さん方に聞くと、やっぱり働きたいんだけど、働けないんだよね。どうしたら働けるか。あと、子どもを預けたいんだけど預かってくれない、イコール働けない。そういうようなことをほとんど口々におっしゃっております。そういうような中で、先ほど部長から答弁いただいたとおり、働きやすいとは思わないという方が半数以上見えるというのは、そういうふうなことの結果なんだなというふうに思っております。

女性が働けるようにするためにはどうすることが一番いいのか。これは女性議員になるときからずっと考えさせていただいていたことでございます。私たち51人中、今は杉本熊野先生と2人でありますけれども、女性の方に働きやすい職場を提供ができる、そういうような環境をつくるというのは私たちの仕事であるというふうに思っておりますし、先ほどは、企業や市町との連携をしていく中で部長は着実にその場所をつくることを進めていくというふうに御答弁をいただきました。これからぜひともこういうような先進的な取組をしていただきながら、その場所を確保していただく、環境を整備していただくということにつなげていっていただきたいというふうに思いますし、女性が活躍する企業は経営的にも非常に伸びているというようなこともお話

があります。そういうような中で、これからやっぱり労働力ということだけでなく、女性の能力をいかに活用していくかという時代になってきているのではないかというふうに思いますので、そういう意味も含めまして、ぜひとも男女共同参画ということだけでなく、女性の社会進出について、それから働きやすい職場や環境の整備についてということらを率先実行というよりも、一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、御期待を申し上げたいというふうに思います。

ここまで3点の質問をさせていただきました。8年間で自分がしてきました質問書に目を通してきました。復習をしてきました。かなり分厚い歴史があるなというふうに、たった8年間ではありますけれども、そういうふうに思っておりました。その質問書の中で、今までライフワークとして一生懸命取り組んでまいりました特別支援教育、それから児童虐待、また、女性の職場の確保、環境整備というようなことを一生懸命取り組んでまいりました。まさに特別支援教育が進むことによって、その子どもたちの自立を支援していく、児童虐待をなくすことによって家族の再生をしていく中で子どもさんたちの真の意味での自由や生活というものを取り戻していく。また、それを支える女性がいかに働きやすい環境を求めていく中で生活の柱になっていく。いろいろな意味でつながっていくお話だというふうに思います。これからもう一生懸命この問題に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いをしたいと思います。

最後に、三重県議会の改革を知事はどう考えますかという質問をさせていただきます。

これが最後の質問になります。今定例会で多くの議員が野呂知事の2期8年の総括並びに検証などをされてきました。私は逆に、知事に議会改革先進県と言われる我が三重県議会について率直に検証し、評価をし、感想を聞いてみたいというふうに思いました。

議会改革の始まりは、平成7年の北川知事誕生時、地方自治体の官官接待や予算の不適正執行や空出張など、大きな問題として取り上げられたことを

契機に、当時の岩名議長を中心に県議会においても諸課題について改革、改善を行うようになったのが始まりであるというふうに聞いております。

少し歴史を振り返ってみますと、平成7年には議会に係る諸問題検討委員会が設置をされ、会期中の休会日は議案等に係る調査、会議等により登庁した場合のみに旅費を支給、優待パスの全廃、海外視察の復命書の作成、議会広報の充実などが改善されてきました。翌平成8年からは、議会改革検討委員会が設置され、三重県情報公開条例の実施機関に議会が加わること、本会議における一般質問のテレビ中継の実施や委員会の会議録の作成などが取り組まれてきました。平成9年には選挙区定数調査特別委員会の設置や議長交際費、海外視察、県外調査の定期的な情報提供など、改革、改善を行うなど、毎年改革を行ってまいりました。

私が当選をさせていただいた平成15年から、もちろん野呂知事誕生の年ではありますが、全議員参加のもとに地方分権の時代にふさわしい三重県議会及び都道府県議会のあり方について調査研究を進めるとともに、改革を目指すほかの議会との相互交流を図ることを目的に議会改革推進会議を設置し、議場を対面演壇方式とするとともに、質問、答弁の方法も一問一答方式を取り入れるなど、議会改革のスピードはどんどん加速をしています。

平成15年10月10日、三重県議会の基本理念と基本方向を定める決議として、「分権時代を先導する議会を目指して」を議場で朗読するという大役をいただきました。(現物を示す)分権時代を先導する議会を目指して、これがまさにこの三重県議会の議会改革をしてきた歴史をまとめていただいたものだというふうに思います。そのときは、この中に書いてあります決議文を朗読するのに、間違えないで朗読することに必死でございましたし、内容もまだよく理解できていなかったというふうに思います。8年たって、ようやく当時朗読をさせていただいた内容が理解できつつある気がいたしております。

平成18年には、都道府県としては全国で初めて、三重県議会基本条例を全会一致で可決をし、制定をしました。以後、条例のもとに議会改革諮問会議を附属機関として設置をしたり、平成20年からは定例会を年2回制にするな

ど、政務調査費のすべての領収書の添付や、要するに1円からの提示というふうでございますので、現在に至るまであらゆる角度から改革を行ってきています。県民の皆さんからすればごくごく当たり前のことかもしれませんが、確実に三重県議会に変革をしていると思います。

議会改革が進むにつれて議論の場も多く増えてきました。政策討論会議で福祉医療助成制度の見直しや新しい県立博物館整備のあり方についても議論し、知事への提言もしてまいりました。二元代表制の立場から公営企業の民営化や県立病院改革の問題、財政問題等、まだまだたくさんありますが、野呂知事が就任されてからの8年間は今までの県議会史上始まって以来、知事が議会と議員と議論を闘わせてきたと私は感じております。

今までの議会取組も含めて、知事が感じておられる首長と議会との関係、あり方について率直にお答えをいただければ幸いです。よろしくお願いをいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

知事（野呂昭彦） 県議会の改革についてどう考えるかということでありませぬけれども、まず、時代は、今、大変、地方分権が必要な時代、特に私たちの住んでおるところに近いところで地域のあり方を考え、そして組み立て、そして実行していく、こういうことが大事でありまして、そういうことを象徴する言葉として地域主権というような言葉もよく使われてきておるところであります。

そういう地方分権なり地域主権を進めていく大前提として必要なことは、これは当然、行政がさらに広範囲に高度な事務を行っていかねばなりません。事業を展開していく必要がございますから。そういう意味で行政能力をしっかりと向上させるということが大事であります。

一方で、二元代表のもう一つの議会というものも、地方分権、あるいは地域主権の受け皿をしっかりと地方が持つためには、議会能力をしっかりと向上させていくということが大事なことであり、私は三重県、私も行政のほうもそうといった努力をしてきたつもりでありますし、議会におかれても、平成7年

以降の、さっきお取組の紹介がありましたけれども、しっかり取り組まれてきた、こう思っておりますのでございます。

お話にはいろいろとこれまでの取組の御紹介がありまして、私としては、こういった取組にはまず基本的に敬意を表しておきたいと思えます。

これまで8年間の中で、二元代表制のあり方や、あるいは会期の見直し、こういったこともございました。そういう意味では、検討段階から、私は知事の権限と議会の権限をめぐりまして、大いに議論もさせていただいたところでもあります。それから、県議会の提案を受けまして、県立病院改革であるとか、水力発電事業の民間譲渡について、さらには新県立博物館の整備などについても非常に活発に議論を行い、御意見もいただいてきたところでございます。

そうした中で、今後の課題があるとすれば、これまでも何度か指摘をさせていただきましたが、議会の機能を高め、権限を拡大していくということとあわせて、もう一つ大事なものに、議会の責任のあり方、これをどういうふうにしていくのかということがございます。ほかにもいろいろ課題がありますけれども、こういったことについてはさらに議論を深めていただいていく必要があるんじゃないかなと、こう思っております。いずれにしても、私としては、これまで県議会とは適切な緊張関係を保ちながら、これまでも県議会と執行部との真摯な議論を積み重ねというものができたのではないかなと、こういうふうに思っております。

ほかの県、市においても、今、二元代表制、執行部と議会とのあり方、いろんな議論が行われたり、また、選挙等もそれに絡んで行われたりしてるところでございますけれども、私は、やはり憲法の規定に基づくこの二元代表制、この仕組みを基本的に変えるためには、憲法改正が必要でございます。それは今の状況では現実的には考えにくいところでもありますから、したがって、私は今の二元代表制をしっかりと追求しながら組み立てていくということが非常に大事ではないかなと。そういう意味では、議会と執行部、これがお互いに切磋琢磨しながら二元代表制をより機能させながら県民の負託にこた

えていく、このことが大事ではないかなと、こう思います。

ただし、あくまで間違っはならないのは、二元というのは、同じような機能を求めているのではなくて、行政と議会、これはそれぞれ役割と違う。その中でしっかり機能できるような二代表制を追求することが大事だと、こう思っております。

〔19番 末松則子議員登壇〕

19番（末松則子） 知事、ありがとうございます。

8年間の中でいろいろな行政の改革をしていただき、もちろんこの三重県議会も本当に議会改革先進県と言われるぐらいの改革を重ねてきました。その中で、これからの課題が議会の責任のあり方というもの、二代表制を追求しながらどういうふうにこの議会の責任のあり方とを求めていくのか、また、議会と行政はおのずと持っている機能が違う、そういうようなことのお話をいただきました。そういう議論ができたこの8年間の中に県議会議員として席を置かせていただきましたことに本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。

昨日、3月1日が県立高校の卒業式でございまして、私もこの定例会を最後にこの県議会から卒業をします。8年前にこの議場に入らせていただいたときと同じぐらい、今日はそれ以上に緊張感でいっぱいでしたが、質問をさせていただきました。私は、県政に女性をと訴えて県議会に来ました。まだまだ三重県には女性議員が少ないですが、これからますます女性議員が必要になってくるといふふうに確信をいたしております。4月には今まで以上の女性議員が誕生されることを願っています。

そして、先ほども知事がおっしゃっていただきましたとおり、国では政党間の混乱が起こり、国民からの信頼が揺らいでいますが、だからこそ地方への期待がどんどん大きくなっている中、地方分権、地域主権といふふうに叫ばれています。本当に二代表制の中、議会と知事との関係、行政との関係というものをしっかりともう一度追求をしていながら、地方分権、地域主権というものを考えていかなければならないといふふうに思いますし、本当

に県民や市民や住民の皆さんにこたえることは何なのか、私たち地方議員、議会に求められていることは何なのか、真の地方政治の原点はどこにあるのか、そういうふうに関わり続けながら、これからも頑張っていきたいというふうに思います。

この8年間すばらしい県議会に席を置かせていただきましたことに本当に感謝を申し上げたいというふうに思いますし、最後に、これからもますます三重県が先導する議会を目指していかれることに御期待を申し上げ、今まで御指導、御協力いただきました知事、執行部の皆様、先輩、同僚議員の皆様、そして県民の皆様にご心から感謝と御礼を申し上げて、私の質問を結びたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

副議長(森本繁史) 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

質 疑

副議長(森本繁史) 日程第2、議案第54号から議案第76号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇・拍手〕

9番(中川康洋) 議長のお許しをいただきまして、議案質疑をさせていただきます。公明党の中川康洋でございます。

私は、この議案質疑が最後の議案質疑にならないように頑張りたいというふうに思います。

今回、議案第75号に関する質疑につきまして、具体的には、高病原性鳥インフルエンザに対する緊急防疫対策経費、約3.5億円についての議案質疑をさせていただきます。

まず、1点目に、この中において、殺処分、移動制限に係る農家への補償についての積算がなされております。具体的には、発生農場における処分鶏、特に疑似患畜の鶏がほとんどだと思いますが、に対する補償、そして、それとあわせて移動制限区域内で生じた農家の売り上げ減少額等への補償が、こ

ここに計上されておると思いますが、このおのおのの補償について、その内訳について御説明を願いたいというふうに思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） 今回議案でお願いしております内容でございますが、まず、移動制限区域、発生農場から10キロの中の内農場は移動制限の補償対象でございますが、まず、卵農家に対しましては、生食卵から加工卵へ転用されるということをご想定いたしまして、その辺の価格の下落、それとあわせて、緊急貯蔵に要する経費をまず積算いたしております。それと、鶏肉を生産している農家に対しましては、出荷延長によりますえさ代の増加分、この二つを合わせまして518万5000円をまず計上いたしております。

それと、発生農場につきましては、議員の御指摘にもありましたように、殺処分をしたときに、疑似患畜が大部分でございますが、それに当たる手当金、5分の4は国が、5分の1については、本来では事業者ということですが、まずは県という形で650万6000円、それとあわせて、えさの処分等の手当、これについても国のほうから2分の1手当をいただきますので、その県対応分の2分の1で、115万5000円、合わせて766万1000円について補償の予算を計上しております。執行に当たりましては、それぞれの経営状況等を見ながら、どのように執行していくのがいいのか検討してまいりたいと思っております。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） ありがとうございます。

今、積算の内訳についてお教え願ったわけですが、その中において、疑似患畜の処分鶏に対する補償を国のほうが5分の4行い、県のほうが5分の1を見て計上しておるといってお話がありました。

そのような状況の中で、現在、国のほうで家畜伝染病予防法、いわゆる家伝法の改正案の提出が検討されているということがあるわけですが、この改正案、中身を見ますと、殺処分された家畜鶏の補償を、これまでの国5分の4から国が全額を行うこと、それが検討されているというふうに一部報道がなされておりますが、仮にこの改正案が可決された場合、この改正内

容、いわゆる国が全額補償するということに関して、今回の紀宝町の事例には遡及されるのか、適用されるのかどうか、その辺のところをお伺いさせていただきます。

農水商工部長（渡邊信一郎） 現在、国において改正の準備が進められております家畜伝染病予防法におきましては、先ほどの疑似患畜等の手当金の5分の4の国の水準を見直すということ、それとあわせて、手当金の対象になります発生時期、11月に島根県からスタートしましたが、国においては、非常に多発しているというようなことも踏まえて、現在、遡及適用することについて検討しておるといふ説明を受けております。

以上でございます。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9番（中川康洋） これは、いつ改正案が成立するかというのは、今の国会の状況を見ると、何とも言えない状況があるんですけども、ぜひ遡及適用をしていただけるような方向で強く要望をしていただく必要があるのかなというふうに思っております。今回は、家伝法そのものを改正するということでした。口蹄疫のときは、いわゆる特別措置法の議員立法という形で、法律の改正までは行かなくて、何で議員立法になったのか、それはここでは議論しませんけれども、今回は国のほうが改正するということですので、そこに対しての申し入れと、もう既にさせていただいているようですが、お願いをしたいなというふうに思います。

次に、補償までの期間なんですが、この補償までの期間に関しては、私は、発生農家、周辺農家の実情を考えると、一日も早く行うことが重要であるというふうに考えておりまして、この発生農家に関しては、この処分鶏の評価額が決まればそう時間はかからないというふうに思うんですけども、特に周辺農家への補償については、このまま何もなかったとして、3月15日に移動制限が解除されて、昨日、一部特別に解除されたところがあるんですけども、その後、農家への売り上げ減少額等の聞き取り等が始まって補償額が決定されるのかなというふうに思います。そうすると、結構時間がかかる

んじゃないかなというふうに思うんですね。県も、国に対して2月28日に早急な補償を行うように申し入れをしたというのを聞いておりますけれども、この補償について、その補償がいつごろになるのかということも含めまして、県の考え方、また、その方向性をここで確認をしておきたいというふうに思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） 補償については、現在、被害情報を収集いたしまして、被害の確認を行って、国の指導を受けながら、補償範囲の確定の作業を行っております。確定後は速やかに国に申請いたしますとともに、即交付について働きかけてまいります。ただ、大変申しわけありません、南伊勢町で2例目が今、発生をして、現在そちらに全精力を注いでおる関係がございまして、現時点でいつ紀宝町のものが請求できるかというのは未定ということで御理解をいただきたいと思います。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） 担当部局の現状をかんがみますと、今、部長がおっしゃっていただいたようなところはあるというふうに思います。

けれども、やはり紀宝町においての発生農家並びに周辺農家にとってみたら、やっぱり一日も早い補償ということは必要。プラス、つなぎ措置としての、セーフティネットに対する利子補給等もされておるわけですので、そういったつなぎなんかもうまく使いながら、この辺のところ、影響が出ないようにお願いをしたいなというふうに思っております。

それに関連して、2月28日に国に対して、政府に対して県が緊急の申し入れをしたという報道が伊勢新聞に出ておったわけなんですけれども、民主党の三重地域戦略局に県のほうが2月28日に早期の改正を求める緊急要望を出していただいたということですが、これは部長が直接持っていかれたのかどうか、また、地域戦略局のメンバーがどなたが対応されたのか、また、そのときにどういったコメントがあったかどうかということ、感想ベースでお教え願えればというふうに思います。

農水商工部長（渡邊信一郎） その件につきましては、国の農林水産省を含

めて、3月に知事のほうから要望をいただくということで、まず、民主党のほうに、事務的に、実は要望したいということを説明申し上げたことをごさいますて、正式な民主党への要望というよりも、民主党のほうに、そういう事務手続がございますので、政策部を通じましてそういう形をさせていただいたというふうに御理解いただきたいと思います。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

9番（中川康洋） わかりました。ちゃんと正式に要望する前に、こんなのを出しますのでちょっとよろしくねというのを出しに行ったということですね、事務レベルでね。ああ、聞かなきゃよかった。済みません。結構新聞にどーんと出たものですから、ああ、いい要望をしているんだなというふうに思ったんですけど、済みません。そうすると、局のメンバーが対応した雰囲気もなさそうですね。わかりました。

最後に、今、南伊勢町に少し触れていただいたわけなんですけど、今、本当に現場において24時間体制で、大変な状況の中でお取組をいただいているというふうに思います。この補正に関しては、76号の23年度補正も含めて、75号は紀宝町で発生した部分に関する対応分と、それと同等クラスの今後の発生に備えるための予算が計上されておって、議案の第76号、これはちょっと私は通告はしていないんですけれども、23年度の補正に関して、今後備えるための予算の計上ということになっております。

そんな状況の中で、南伊勢町で約24万羽という非常に規模の大きな状況がありまして、これが75号、76号の補正で果たして今後対応していけるのかどうか。規模の問題を見ると少し心配するところがあるんですけども、今後、県としては、仮に予算等の不足があった場合、適切に対応していただけるものというふうに思いますが、この件について担当部長のお考えを最後に伺っておきたいと思えます。

農水商工部長（渡邊信一郎） 南伊勢町の鳥インフルエンザにつきましては、議員御指摘のように24万羽ということで、今年度、国内で発生した中で最大規模だというふうに聞いておまして、今、御審議いただいている補正予算、

大体紀宝町をイメージして新たな発生ということをさせていただきましたので、当然、殺処分とか埋設は全然規模が違ってまいりますので、その意味では、予算が不足する事態は十分考えられるという中で、現時点で新たに、今、補正をお願いしている部分に追加をまたするというようなことで、22年度、23年度、両年度に向けての必要経費について、今、部内で検討を進めておるところでございます。

〔 9 番 中川康洋議員登壇 〕

9番（中川康洋） わかりました。まずは、南伊勢町に関しては、現場での早急な対応と、ここが一番大事な部分になってくると思いますが、その後のやはり予算計上という意味においても、今回、紀宝町にかかわるものも先議になっておるわけですが、やはりしかるべき対応、遅滞なき対応ということが必要になってくるのかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

以上で、私の議案質疑を終わります。大変ありがとうございました。（拍手）
副議長（森本繁史） 49番 萩原量吉議員。

〔 49 番 萩原量吉議員登壇・拍手 〕

49番（萩原量吉） 私も、議案第75号の平成22年度三重県一般会計補正予算13号に関連して、少しだけしたいと思います。

中川議員が先ほども、特に紀宝町が先行したといいますか、先にやった紀宝町の問題で、周辺農家の補償の問題を触られました。私からもぜひその補償について、大変、南伊勢町もあって混乱してみえるということもありますけれども、ぜひ万全に急いでいただくようにということ、これは地元の私ども共産党の町会議員からもぜひともよろしくというような話もあつたところでございますので、ぜひそのことも一言触れておきたいと思います。

さて、この高病原性鳥インフルエンザの感染拡大、これは三重県で2例目でありますけれども、一昨日の奈良県五条市の10万羽というのが出まして、昨年11月以降、全国で21例を数えていると、急速に広がってきています。

しかも、今回の南伊勢町の養鶏場というのは、模範的な優良な養鶏場であ

ったというふうに聞いているところでありますし、この鳥インフルエンザというのは、どこで起こっても不思議ではない、今やそういう事態になって、その前提で対応策をとらなきゃならんと、こういう状況ではないか、こんなふうに思うんですね。

殺処分と埋却に参加される県職員の皆さん、本当に御苦労さまやと思うんですけど、紀宝町の殺処分、埋却に延べ915人、さらに今回の場合は、今朝の8時現在で延べ2000人というような数を数えているわけでありまして、24万羽のうち18万4000羽まで今朝の段階で到達していただいているということでもありますけれども、本当に御苦労さまなことだというふうに思うんですね。

今後、これ、発生がもし次々にいったとしたら、本当に大丈夫なのかという心配を私は率直に持っております。全体の奉仕者としての公務員であるだけに、こういう緊急で危機的な事態に対応するために、なれない、多分ほとんどの職員が初めての作業であったということで、本当に大変なことだと心から感謝を申し上げたいわけでありましてけれども、ただ、問題は、これらの県職員の皆さんが人員も減らされる中で、日常業務をやっているわけですよ。本庁でも担当の人は、私も今日ちょっと電話をして、「ちょっとこのことで聞きたいんや」、「いや、もう鳥インフルエンザで南伊勢町へ行ってまして」という、これはやむを得ない事態だというふうに思うんですけど、日常業務もありながら大変な事態だということでもあります。

私、これら県職員の実態というのは、さきの決算のときにも申し上げたけど、時間外勤務、これは実績、何と21年度で95万3000時間ですよ。43億からの超過勤務手当が出されていたという、異常な事態の中で大変疲れてみえると思うんですね。病気休暇、メンタルの人も増えてきているという、こういう状況の中での、私は超過勤務の問題どうこうということをお聞きではないけれども、だけれども、やっぱりこういういざというときには、体制を組んでもらわないかん。大変な実態だと思うし、今後、これは、もう一つやっぱり原因の究明がはっきりしないという問題だとか、あるいは、また、感染の拡大をどう予防していくのかという点で手の打ちどころが余りないというよ

うな問題なんかも含めて、今後の事態について本当にこういう補正予算の対応だけでいいのかどうかというあたりが今迫られているのではないかと、このように思います。

この間、私、NHKのテレビを見まして、なかなかおもしろい番組だと思って感心したんですが、今、地域の防災力、これは水害にしる、地震防災対策にしる、こういったような緊急な対応もそうでしょうけれども、地域の防災力が職員が減っている中で落ちているという、こういう番組をやっていました。珍しいなと思ってね。大体公務員はよくバッシングだ、多過ぎるとか、最近でも、それこそ人件費が2割カットだとか、公務員が大幅削減だというようなことを言われている中でありましたけれども、私、これもちょっと調べてみたんです。市町の職員が、今回物すごく頑張っていたいている、南伊勢町をはじめとして。この間、市町村合併が行われた。この合併によって、三重県だけでもこの5年から6年の間のデータで、市町職員、何人減っていると思います。驚いたことに1908人減っていますわ、公務員が。だから、こういう点でも本当に大変。しかも、県職員の中では正規の人がどんどん減って行って、嘱託、業務補助の人に助けてもらっていると、こういう事例になっているわけですから、私は、こういう職員の処遇について、私はこの議案についての質疑という点では、十分とりあえず職員の皆さんの健康管理、それから食事、なれない仕事に対してのメンタルケア、さらには暖かいところで着がえができる場所の提供、これ、私も聞きましたけれども、本当に紀宝町のときにもいろいろ大変で、8時間交代だけで行く人の場合はまだいいけれども、かわれない人がいるんですよ。獣医さんだとか、あるいは、場合によっては家畜保健衛生所の職員、どっど行ってもらっているわけでありましてけれども、そういった人たちが暖房もないところで、雑魚寝のような格好でという、こういうような状況なんかも、やはり私は、全庁を挙げての体制強化の中で、十分配慮もしていただきたい。もちろん緊急の場合に一刻を争うということだからやむを得ないという面もあるんでしょうけれども、そういう意味も含めて、私はぜひ体制をとってほしい。さらに、県職員というのが、

やっぱりこういう時期に公務員としての本当に自信や誇りが持てるように、私は、なぜか今、本当に、マスコミを含めて全国民的に、お役所仕事だ、公務員は多過ぎる、こういったような風潮というのがあるわけでありませけれども、そうではない、こんなときこそ、減らしたら、やっぱり水害対策にしる、防災対策にしる、あるいは、こういう緊急の防疫対策にしる、大変なんだということも、やっぱりきちっと万全の対応をとっていただきたい、そのことを今回の補正とも関連をして、十分大丈夫だという形で胸を張って答えていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

農水商工部長（渡邊信一郎） 今回、2例目が非常に近い間隔で発生しましたことは、私どもにとっても想定外の部分は少しございました。

ただ、今回、規模が大きいこと、それから、前回、紀宝町からの発生タームが短いということで、例えば獣医師につきましては、国からも5名、それと他府県からも実は5名、お願いをいたしております。したがって、特に専門職の方々については、県だけでは対応、特に例えば宮崎県の口蹄疫を見ますと、全国から獣医師の方々が応援に行かれました。三重県からも参りましたので、ある程度広域で物を考える時代に入ってきておりまして、特にこれについては県間でもよく協議もしてまいりまして、国とも協議をしながら、特に他県派遣については、農林水産省のほうで御調整いただいて、どの県から出たほうがいいのかということで御調整いただいた部分もございますので、まさしく国を挙げて対策に臨んでいく、この姿勢が大事ではないかというふうに考えております。

総務部長（植田 隆） 今回の鳥インフルエンザへの対応でありますとか、大規模な発生の災害など、県民の安全・安心の確保等の観点から、緊急かつ迅速に取り組むべき課題に対しましては、全庁を挙げて取り組むなど、機動的、弾力的に対応していきたいと考えております。

また、防疫作業に従事をした職員の健康の状態に十分注意を払うように、所属長に対して過日周知徹底を図ったところでございます。

また、心身の健康に不安のある職員に対しましては、職員の診療所であり

ますとか、心と体の健康相談を行いますここからルーム、健康開発室でございますが、でありますとか、地域庁舎のケア室での受診等について、所属長に対して配慮をするよう、あわせて周知徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

49番（萩原量吉） 十分その点は万全を期していただきたいというふうに思いますし、余りにも殺傷、埋却の現場というのは、私たちが想像を絶するような、そういう状況だというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

なかなか超過勤務で対応するというような状況なんでしょうけれども、防疫の手当等については、危険手当的な防疫体制の手当というのものもあるんだろうというふうには聞いておりますけれども、ぜひ、そういう点、今後の、それこそ原因究明や、あるいは感染の拡大防止対策、こういう点などを国とも連携して強めていただきながら、ぜひ頑張ってください。知事も県職員というのは情熱と勇気と気概だと、こういうふうにおっしゃった。これはそのとおりだと思いますけれども、それだけではなかなか大変だという現実もあるうかと思しますので、万全を期してやっていただきたいということをお願いもし、携わっておられる県職員の皆さんに敬意を表しながら、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

副議長（森本繁史） 以上で議案第54号から議案第76号までに關する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

副議長（森本繁史） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号から議案第76号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

政策総務常任委員会

議案番号	件 名
7 0	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
7 4	みえこどもの城の指定管理者の指定について

予算決算常任委員会

議案番号	件 名
5 4	平成 2 2 年度三重県一般会計補正予算（第 1 2 号）
5 5	平成 2 2 年度三重県債管理特別会計補正予算（第 2 号）
5 6	平成 2 2 年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）
5 7	平成 2 2 年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
5 8	平成 2 2 年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第 3 号）
5 9	平成 2 2 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
6 0	平成 2 2 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）

6 1	平成 2 2 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
6 2	平成 2 2 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 3	平成 2 2 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第 2 号）
6 4	平成 2 2 年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
6 5	平成 2 2 年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
6 6	平成 2 2 年度三重県水道事業会計補正予算（第 3 号）
6 7	平成 2 2 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
6 8	平成 2 2 年度三重県電気事業会計補正予算（第 2 号）
6 9	平成 2 2 年度三重県病院事業会計補正予算（第 2 号）
7 1	林道関係建設事業に対する市町の負担について
7 2	県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について
7 3	土木関係建設事業に対する市町の負担について
7 5	平成 2 2 年度三重県一般会計補正予算（第 1 3 号）
7 6	平成 2 3 年度三重県一般会計補正予算（第 1 号）

先 議 議 案 の 審 査 期 限

副議長（森本繁史） この際、お諮りいたします。議案第75号は先議いたしたいので、会議規則第36条第 1 項の規定により、2 時間以内に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（森本繁史） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休 憩

副議長(森本繁史) 予算決算常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時22分休憩

午後 4 時24分開議

開 議

議長(三谷哲央) 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

議長(三谷哲央) この際、報告いたします。

付託議案の審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第 1 号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
75	平成22年度三重県一般会計補正予算(第13号)

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

平成23年3月2日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

予算決算常任委員長 西塚 宗郎

意見書案第1号

高病原性鳥インフルエンザへの対策の充実を求める意見書案
上記提出する。

平成23年3月2日

提出者

防災農水商工常任委員長

末松則子

高病原性鳥インフルエンザへの対策の充実を求める意見書案

本年1月以来、飼養されている鶏の高病原性鳥インフルエンザへの感染が、全国各地で確認されている。同年2月、本県でも紀宝町及び南伊勢町の養鶏農場において相次いで感染が確認され、本県からの要請に応じて派遣された自衛隊員や他県の家畜防疫員等の協力を得つつ、懸命の防疫措置を講じ、全力でまん延防止に取り組んでいるところである。

しかしながら、高病原性鳥インフルエンザは、その感染経路が野鳥、野生動物、昆虫など多様であって発生予防の徹底は困難であるのみならず、ひとたび発生すると、近隣農場を含め地域の農業に壊滅的な打撃を与えるものである。

よって、本県議会は、国において、我が国の農業の持続的な発展を図るとともに、国民が安全で安心できる農産物を安定的に確保することができるよう下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 家畜伝染病予防法に基づき殺処分された家畜については全額補償されるよう、関係法令を改正すること。
- 2 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う発生農家及び周辺農家の被害に対する補償を早急に実施するとともに、これらに対する支援を充実すること。
- 3 その伝染力の強さや死亡率の高さなど高病原性鳥インフルエンザに関する知識の普及及び啓発等により、農家等からの早期通報を促進すること。

- 4 鶏肉及び鶏卵の安全性等について正確な情報提供を行うことにより、風評被害の防止に努めること。
- 5 地方公共団体が実施した防疫措置等については、柔軟な財政支援を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 三 谷 哲 央

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
農林水産大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

委員 長 報 告

議長（三谷哲央） 日程第3、議案第75号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。西塚宗郎予算決算常任委員長。

〔西塚宗郎予算決算常任委員長登壇〕

予算決算常任委員長（西塚宗郎） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第75号平成22年度三重県一般会計補正予算（第13号）につきましては、本日該当の分科会で詳細な審査を行った後、委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

議長（三谷哲央） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

議案第75号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの議案第75号の可決に伴い、計数を整理する必要を生じたので、会議規則第35条の規定により、議案第75号に係る計数の整理を議長に委任されたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認めます。よって、計数の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程追加・意見書案審議

議長（三谷哲央） この際、申し上げます。意見書案第1号高病原性鳥インフルエンザへの対策の充実を求める意見書案について、会議規則第18条第1項の規定により、日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採

決

議長（三谷哲央） これより採決に入ります。

意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（三谷哲央） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長（三谷哲央） お諮りいたします。明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明3日から15日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

3月16日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時28分散会